



港区新型インフルエンザ等 対策行動計画

Minato City Action Plan for Novel Influenza, etc.

改定版(素案)

港 区

令和8（2026）年7月発行

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

はじめに

【港区新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的】

港区（以下「区」といいます。）では、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」といいます。）第8条に基づき、平成26（2014）年11月に「港区新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「区行動計画」といいます。）を策定し、感染症対策を進めてきました。その後、令和2（2020）年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」といいます。）の感染者が確認されて以降新型コロナが流行する中で、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響がもたらされました。この未曾有の感染症危機において、区は度重なる感染拡大の波を乗り越えてきました。

そのような状況の中で、令和4（2022）年12月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」といいます。）が改正されたことを受けて、令和6（2024）年3月に「港区感染症予防計画」（以下「区予防計画」といいます。）を策定しました。さらに、新型コロナ対応を通じて明らかになった課題を踏まえ、国が、令和6（2024）年7月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」といいます。）を抜本改定しました。これを受けて、東京都も、令和7（2025）年5月に「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「都行動計画」といいます。）を抜本改定しています。

これらの状況を踏まえ、区においても国や都の行動計画の改定内容を反映し、これまでの新型コロナ対応の経験を生かすとともに「区予防計画」との整合性も図りながら、新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、区民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小にすることを目的に、「区行動計画」を改定します。

【行動計画改定の背景と概要】

区は、平成 21（2009）年 3 月に「港区新型インフルエンザ対策行動計画（第 1 次）」を策定、平成 22（2010）年 3 月に「港区業務継続計画（新型インフルエンザ編）」を策定し新型インフルエンザ対策を推進してきました。

今般の区行動計画の改定に当たり、対象疾患については、新型インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症等に加え、幅広い呼吸器感染症を念頭に置き、対策項目をこれまでの 7 項目から政府行動計画に合わせて 13 項目に拡充するとともに、発生段階の区分を 3 期（準備期・初動期・対応期）に分けて記載し、取組を充実させています。

感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応やワクチン・治療薬の開発に応じ、区で行う対策の機動的な切替えについても明確化します。

また、感染症に係る緊急事態に際して、速やかに事態を把握し、緊急かつ総合的な対応を行うため、区の初動対応についても本行動計画において明らかにします。

さらに、区独自の記載内容として、区における新型コロナ対応の記録をまとめ、第 2 部の各対策項目の「対応期」の後に「コラム」として掲載し、より実効性のある計画となるよう工夫しました。

目次

第1部	基本的な考え方	1
第1章	計画の基本的な考え方	1
第2章	対策の目的等	2
第1節	対策の目的	2
第2節	対策実施上の留意点	4
第3節	対策推進のための役割分担	8
第3章	発生段階等の考え方	12
第4章	対策項目	14
第2部	各対策項目の考え方及び取組	21
第1章	実施体制	21
第1節	準備期	21
第2節	初動期	22
第3節	対応期	23
第2章	情報収集・分析	27
第1節	準備期	27
第2節	初動期	28
第3節	対応期	29
第3章	サーベイランス	32
第1節	準備期	32
第2節	初動期	36
第3節	対応期	37

第4章	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	39
第1節	準備期	39
第2節	初動期	42
第3節	対応期	43
第5章	水際対策	49
第1節	準備期	49
第2節	初動期	50
第3節	対応期	51
第6章	まん延防止	52
第1節	準備期	52
第2節	初動期	53
第3節	対応期	54
第7章	ワクチン	57
第1節	準備期	57
第2節	初動期	63
第3節	対応期	68
第8章	医療	77
第1節	準備期	77
第2節	初動期	79
第3節	対応期	81
第9章	治療薬・治療法	83
第1節	準備期	83
第2節	初動期	84
第10章	検査	85
第1節	準備期	85
第2節	初動期	88
第3節	対応期	90

第11章	保健	92
第1節	準備期	92
第2節	初動期	103
第3節	対応期	107
第12章	物資	119
第1節	準備期	119
第2節	初動期	120
第3節	対応期	121
第13章	区民生活及び地域経済の安定の確保	123
第1節	準備期	123
第2節	初動期	125
第3節	対応期	127
第3部	新型インフルエンザ等に対応する区の実施体制	134
第1章	実施体制の整備	134
第2章	対策の推進	134
第3章	区対策本部の設置	134
第1節	区対策本部の構成（組織及び職員）	134
第2節	区対策本部会議	135
第3節	区対策本部会議の審議事項	135
参考資料	関連計画一覧	141
用語集		142

【区における新型コロナ対応の記録等の一覧】

第1章 実施体制	
みなと地域感染制御協議会（MICC）	25
（1）背景	26
（2）健康危機管理体制の整備	26
第2章 情報収集・分析	
（1）区内の事業者におけるコロナ感染についての区の対応	30
（2）リスク評価の公表	30
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	
（1）区内感染者数の推移等の公表	47
（2）みなと保健所電話相談窓口	47
（3）感染症予防についてのリーフレットの作成	47
（4）接客を伴う区内飲食店の営業者への注意喚起	48
（5）こころのサポートダイヤル	48
第6章 まん延防止	
（1）感染症専門アドバイザーの設置	56
（2）新型コロナ感染症対策オンライン研修の実施	56
第7章 ワクチン	
（1）専管組織の設置	73
（2）電話相談窓口の開設	73

- (3) 集団接種の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
- (4) 職域接種の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
- (5) 高齢者施設入所者への接種の実施・・・・・・・・・・・・ 76
- (6) 高齢者宅への巡回接種の実施・・・・・・・・・・・・・・ 76

第10章 検査

- (1) 新型コロナウイルス感染症疑い患者への対応強化策・・・・・・・・ 91
- (2) 高齢者施設等におけるPCR検査支援事業・・・・・・・・・・ 91

第11章 保健

- (1) 人員体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115
- (2) 人員体制強化に伴う執務環境の整備・・・・・・・・・・・・ 116
- (3) ICTを活用した積極的疫学調査の実施・・・・・・・・・・・・ 116
- (4) 自宅療養者等へのパルスオキシメーター貸出し・・・・・・・・ 116
- (5) 自宅療養者への医療支援等に関する取組・・・・・・・・・・・・ 116
- (6) 新型コロナウイルス感染症患者の搬送体制の強化・・・・・・・・ 117
- (7) 新型コロナウイルス感染者自宅療養支援事業（食料品の配送）・・ 118
- (8) 自宅療養者（高齢者）への1日3食の配食サービスの提供・・ 118

第12章 物資

- (1) 区内医療機関等への備蓄マスクの提供・・・・・・・・・・・・ 122
- (2) 各区有施設への備蓄マスクの配布・・・・・・・・・・・・・・ 122
- (3) 診療・検査医療機関等における感染防止対策支援・・・・・・・・ 122

第13章 区民生活及び地域経済の安定の確保

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策特別融資あっせん・・・・・・・・ 130
- (2) 創業再チャレンジ支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 130

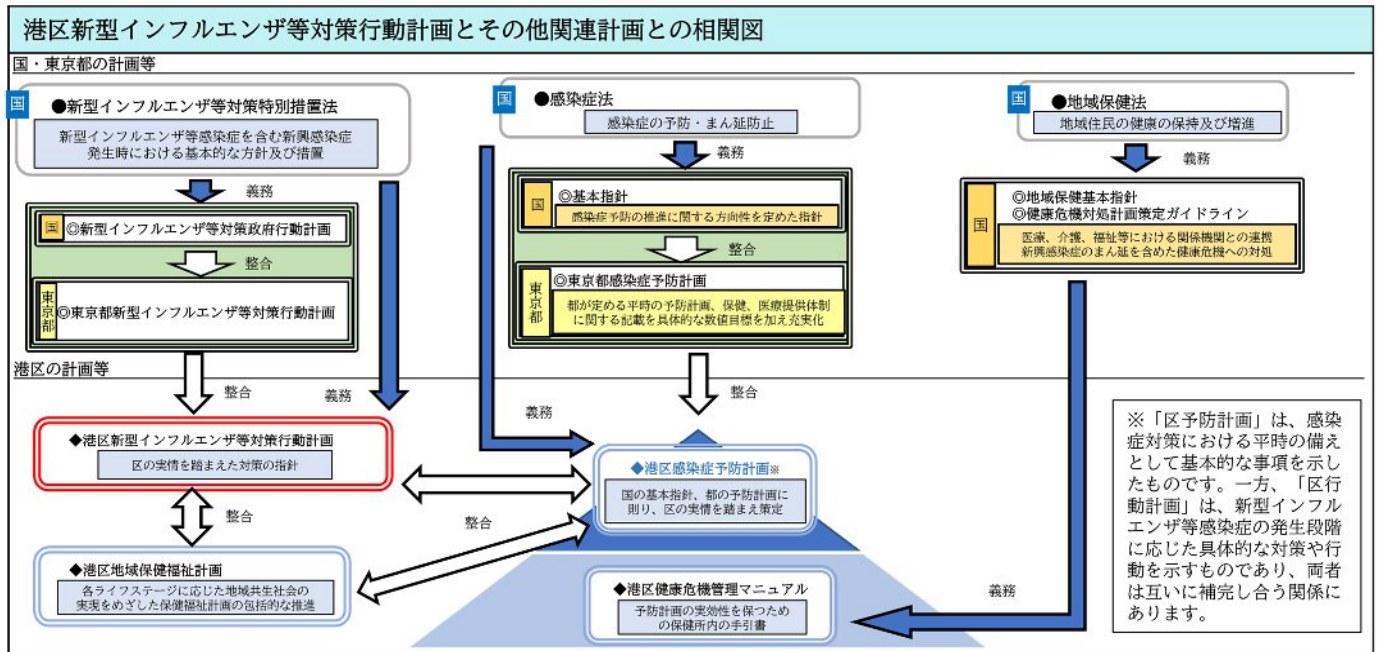
(3) テイクアウト・デリバリー・通信販売導入商店街店舗応援事業	131
(4) 商店街イベント新型コロナ対策支援事業	131
(5) チャレンジ商店街店舗応援事業	131
(6) 集団接種会場等への移動用タクシー利用券の支給	131
(7) 集団接種会場等での付添支援事業	131
(8) 新型コロナウイルス感染症対策居所提供事業	132
(9) 在宅要介護者緊急支援一時支援事業	132
(10) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	132
(11) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	132
(12) 国民健康保険における感染症に係る傷病手当金の支給	133
(13) 後期高齢者医療制度における感染症に係る傷病手当金の支給	133
(14) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	133
(15) 就学援助の前年度所得によらない認定の実施（特例認定）	133
(16) 「みなと新型コロナ対策宣言店」ステッカーの配布	133

第1部 基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 根拠

本行動計画は特措法第8条の規定に基づき策定する計画です。



2 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」といいます。）

- ア 新型インフルエンザ等感染症
- イ 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ウ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

3 計画の基本的な考え方

- (1) 政府行動計画及び都行動計画に基づき、区における新型インフルエンザ等への対策の基本方針や実施内容を示すとともに、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定し、病原性の強弱等の様々な状況下で対応ができるよう、対策の選択肢を提示します。
- (2) 国、都、区、医療機関、指定（地方）公共機関、事業者及び区民の役割を示し、各主体による新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるようにします。

- (3) 区の地理的特徴や高い人口密度、発達した交通網、医療提供体制の状況等を考慮し各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせて、バランスの取れた対策を目指します。
- (4) 計画全体を通じて、新型コロナ対応で積み重ねた知見・経験を踏まえて記載し、関係機関や区民と共有することで今後発生し得る未知なる感染症危機への備えを強化します。

4 計画の推進

本行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていきます。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、区や関係機関、区民等について、平時から研修・訓練・啓発の実施などをおして対応能力を高めるとともに、機動的に計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととします。

5 計画の改定

本行動計画の改定に当たって、学識経験者（感染症）、医療関係団体、弁護士、事業者団体、警察、消防等で構成される港区新型インフルエンザ等対策連絡会議に意見を聴き、改定を行います。

第2章 対策の目的等

第1節 対策の目的

新型インフルエンザ等対策を、区としての危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として、国や都の判断の下、関係機関と連携して対策を講じていきます。

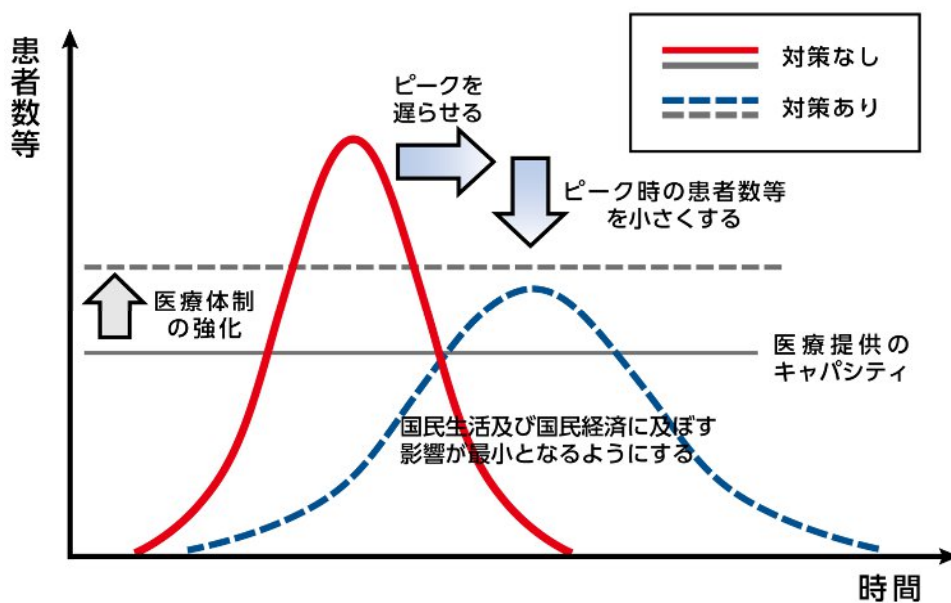
1 感染拡大の抑制、区民の生命及び健康の保護

- (1) 感染拡大の速度を抑え、流行のピークを遅らせることで、医療提供体制の整備や、国又は事業者等による治療薬・ワクチン製造のための時間を確保します。

(2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、迅速かつ効率的な医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。

(3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

〈対策の概念図〉



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

2 区民生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化

(1) 国や都の判断を踏まえ、感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置による区民生活や地域経済活動への影響を軽減します。

(2) 区民生活及び地域経済活動の安定を確保します。

(3) 地域における感染予防策の実施等により、欠勤者等の数を減らします。

- (4) 業務継続計画の作成や実施等により、医療の提供に関する業務又は区民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

第2節 対策実施上の留意点

区は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階において、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針又は区行動計画に基づき、国、都・指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施できるよう万全を期します。この場合において、次の点に留意します。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要です。このため、以下の（1）から（5）までの取組により平時の備えを充実させ、訓練によって迅速な初動体制を確立できるようにするとともに、迅速かつ効率的な情報収集・共有、分析のための基盤となるDXの推進等を行います。

（1）新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に高い確率で起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行います。

（2）初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進めます。

（3）関係者や区民等への普及・啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や区民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや区・医療機関等による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行います。

(4) 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション等の備え

有事の際に速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備やリスクコミュニケーション等について平時からの取組を進めます。

(5) DXの推進や人材育成等

区は、新型インフルエンザ等の発生を見据え、発生時に速やかに対応できるようデジタル技術を積極的に活用し、業務のDXを推進します。また、みなと保健所等の負担軽減（システムへの入力作業の負担を含む）、医療関連情報の有効活用、国と都及び区の連携の円滑化を図るため、DXの推進やIHET等を活用した人材育成を進めます。さらに、DXの推進に当たっては、AI（人工知能）技術などの新技術の進展や普及状況を注視しながら、関係者間の迅速かつ効率的な情報共有体制の整備や現場の負担軽減に資する技術の活用等を検討していきます。

2 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

感染拡大防止対策に当たっては、地域経済活動とのバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により、区民生活や地域経済への影響を軽減するとともに、区民が身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要です。このため、以下の(1)から(5)までの取組により、感染状況等に応じて感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを国や都の判断の下、円滑に行い、区民の生命及び健康の保護と区民生活や地域経済活動に及ぼす影響が最小となるよう、関係機関と連携して対策を講じます。

(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、国や都が実施する感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等を含めたリスク評価を考慮し、可能な限り科学的な根拠に基づいて対応するため、平時からそのためのデータ収集の仕組みや適時適切にリスク評価の仕組みを構築することに協力します。

(2) 医療提供体制と区民生活及び地域経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には区予防計画及び東京都保健医療計画（以下「都医療計画」といいます。）

に基づき、医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、各段階における医療提供体制で対応できるレベルに感染規模を収めるため、感染拡大のスピードや、ピークを抑制することが重要です。国や都が実施するリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講じます。その際、影響を受ける区民や事業者を含め、区民生活や地域経済活動等に与える影響にも十分留意します。

(3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や地域経済等の状況に合わせて、国や都の判断を踏まえ、適切なタイミングで柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応します。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定めます。

(4) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示します。

(5) 区民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、区民等の理解や協力が最も重要です。そのため、平時から感染症や感染予防策の基本的な知識を学校教育現場をはじめ様々な場面を活用して普及させ、子どもを含め様々な年代の区民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要です。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により区民等が適切な判断や行動をとれるようにします。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける区民等や事業者の状況も踏まえ、対策内容と科学的根拠を分かりやすく発信し、説明します。

3 基本的人権の尊重

区は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重すること

とし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たり、区民の自由や権利に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等対策を実施するための必要最小限とします。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも区民等に対して意義や必要性を十分説明し、理解を得ることを基本とします。

また、感染者やその家族、医療関係者等への誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものです。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があります。

また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人権の保護や士気の維持の観点等からも、防止すべき課題です。

4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であり、緊急事態に備えて、様々な措置を講ずることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザ等感染症や指定感染症、新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチン・治療薬等による対策の有効性により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要性にも相違が生じることが考えられ、どのような状況下でも、これらの措置を講ずるものではないことに留意します。

5 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、都対策本部及び区対策本部は、相互に緊密な連携を図りながら、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

区から都に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請を行った場合は、都はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行います。

6 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

区は、都と連携し、感染症危機における高齢者施設や障害者施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行います。

7 感染症危機下の災害対応

区は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や、避難所施設の確保、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制の整備を進めるとともに、また、発災時には都と連携し、状況を適切に把握するとともに、必要に応じて避難所における感染症対策の強化や自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を的確かつ速やかに行います。

8 記録の作成や保存

区は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、区対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、これを公表します。

第3節 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、地域経済活動への影響を最小限にするためには、国、都、区、医療機関、事業者、区民等が互いに協力してそれぞれの役割を果たし、区一丸となって感染拡大防止に努めるとともに、区民生活及び地域経済を維持しなければならず、新型インフルエンザ等が発生すれば誰もががり患する可能性があるため、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められます。

1 国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。また、国は、世界保健機関（以下「WHO」といいます。）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組みます。

国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。国はこうした取組等を通じて新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進します。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施します。あわせて、定期的な訓練等

により、新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努めます。

国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」といいます。）及び閣僚会議を補佐する、新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における、発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」といいます。）等の意見を聴きつつ、対策を進めます。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行います。

2 都

都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められます。都は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に關する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備するほか、民間検査機関又は医療機関等と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制並びに保健所の対応能力の確保について、計画的に準備を行います。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行します。こうした取組においては、都は、特別区及び保健所を設置する市（以下「保健所設置区市」といいます。）、感染症指定医療機関、東京都医師会等の関係団体等で構成される東京都感染症対策連携協議会等を通じ、東京都感染症予防計画（以下「都予防計画」といいます。）や都医療計画等について協議を行うことが重要です。また、都予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告して進捗確認を行います。これらにより、平時から関係者が一体となって医療提供体制の整備や、新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図ります。

3 区

区は、区民に最も近い行政単位であり、区民に対するワクチンの接種や、自宅療養を行う区民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者や障害者等の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき的確に対策を実施することが求められます。対策の実施に当たっては、都や近隣の区市町村と緊密な連携を図ります。

なお、保健所設置区市については、感染症法においては、まん延防止に関し、都道府県に準じた役割を果たすことが求められていることから、区は、対応能力の確保等について計画的に準備を行うとともに、区予防計画に基づく取組状況を毎年度、東京都感染症対策連携協議会において都区市間で共有し、国に報告するなど、進捗確認を行います。また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行します。

区と都とは、まん延防止等に関する協議を行い、新型インフルエンザ等の発生前から連携を図ります。

4 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、都と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした感染症対策物資等の確保等を推進することが求められます。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要です。新型インフルエンザ等の発生時には感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は医療措置協定に基づき、都からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行います。

5 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合、特措法に基づき新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

6 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から職場における感染症対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要です。また、新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努めます。

7 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められます。区民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小する必要がある場合も想定されます。特に多数の者が集まる事業を行う事業者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品を備蓄するよう努める等、対策を行う必要があります。

8 区民

区民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の流行状況等を踏まえ、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。また、新型インフルエンザ等の発生に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

第3章 発生段階等の考え方

1 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずべき対応が異なるため、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行えるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

発生段階は、政府行動計画及び都行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生時の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とします。

2 各段階の概要

(1) 準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、区民に対する啓発や、区・企業による業務継続計画の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行います。

(2) 初動期（A）

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置され基本的対処方針が定められて、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応します。

(3) 対応期（B，C-1，C-2，D）

対応期については、以下の四つの時期に区分します。

- ・ 封じ込めを念頭に対応する時期（B）
- ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）
- ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）

〈発生段階及び各段階の概要〉

段階	区分	区分の説明	概要
準備期	—	発生前の段階	水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、区民に対する啓発や区・企業による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要です。
初動期	A	新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応します。
対応期	B	封じ込めを念頭に対応する時期	政府対策本部の設置後、区内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応します（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。
	C-1	病原体の性状等に応じて対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたりリスク評価に基づき感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討します。
	C-2	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切替えます（ただし、病原体の変異により探索を強化させる必要が生じる可能性も考慮します）。
	D	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回るにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行します。

第4章 対策項目

1 主な対策項目

区行動計画は、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する」こと及び「区民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものです。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく取り組みやすいようにするため、以下の13項目を行動計画の主な対策項目とします。

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤ 水際対策
- ⑥ まん延防止
- ⑦ ワクチン
- ⑧ 医療
- ⑨ 治療薬・治療法
- ⑩ 検査
- ⑪ 保健
- ⑫ 物資
- ⑬ 区民生活及び地域経済の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標

主な対策項目である13項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、各項目が相互に関連し合っていることから、一連の対策として実施する必要があります。そのため、以下に示す①から⑬までの各対策項目の基本理念と目標を把握し対策の全体像や、相互の連携を意識しながら対策を行います。

① 実施体制

感染症危機は区民の生命及び健康、区民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、医療従事者や区民・事業者の協力の下、国や都、近隣自治体とも連携し実効的な対策を講じていくことが重要です。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて、対応能力を高めておく必要があります。

新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析及びリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護し、区民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

② 情報収集・分析

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて区民生活及び地域経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行うことが重要です。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析を実施し、有事に備えた情報の整理及び把握手段を確保します。

新型インフルエンザ等の発生時には、国や都、関係機関と連携して、感染症（発生状況や病原体の特徴等）及び医療の状況等の情報収集・分析を実施するとともに、区民生活及び地域経済に関する情報等を収集し、国や都等が示すリスク評価を踏まえた判断を行うことで、感染症対策と地域経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげます。

③ サーベイランス

感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要です。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、国や都によるサーベイランス体制の構築に協力するとともに、国や都、区内医療機関等と連携して平時のサーベイランスを実施します。

新型インフルエンザ等の発生時には、国や都と連携して、有事の感染症サーベイランスを実施するとともに、国や都等が示すリスク評価を踏まえ、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげます。

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに偏見や差別等が発生したり、偽情報や誤情報が流布するおそれがあります。

こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に進めることが求められます。国や都が示す科学的知見等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、区民等、医療機関、事業者等とリスク情報及びその見方の共有を通じて、区民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。

このため、区は、平時から、区民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備えてリスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進めます。

⑤ 水際対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、国は、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を実施します。これにより、国内への病原体の侵入をできる限り遅らせ、医療提供体制の確保等の感染症危機への対策に対応する準備のための時間を確保します。

国による検疫措置の強化や入国制限等の水際対策の決定に当たっては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や対策の有効性及び実行可能性、並びに対策そのものが国民生活及び地域経済活動に与える影響を総合的に勘案し、その内容を検討のうえ実施されます。

また、検疫所は、施設が所在する地方公共団体（都道府県及び保健所設置区市）とも平時から緊密に連携を図り検疫法（昭和26年法律第201号）に基づく隔離・停留等の措置の円滑な実施に備えており、区は必要に応じて検疫所と連携して対応します。

なお、新型インフルエンザ等の発生当初等で病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性又は感染性等が高い場合のリスク

を想定して強力な水際対策が講じられる必要があります。一方で、常に新しい情報を収集して対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えます。状況の進展に応じて必要性が低下した水際対策については、実施方法の変更、縮小又は中止などの見直しを行います。

⑥ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、区民生活及び地域経済への影響を最小化することを目的とします。

適切な医療の提供と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講じることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげるのが重要です。

特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策になります。

このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を、国や都において適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれがある場合には、特措法に基づき、政府対策本部は、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置の公示を行います。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合は、新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が地域経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報と、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要です。

⑦ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、区民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や地域経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。区及び都は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をし

ておく必要があります。

新型インフルエンザ等の発生時には、国において、我が国における開発・生産はもとより、外国からの輸入、外国で開発された製品の国内生産等の全ての手段を通じて安全で有効なワクチンの迅速な供給を行います。区及び都においても、接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行います。

⑧ 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、人々の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療提供体制の確保は、健康被害を最小限にとどめ、区民が安心して生活を送るという目的を達成する上で不可欠な要素です。また、健康被害を最小限にとどめることは、地域経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながります。

感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、平時から、区予防計画及び都医療計画に基づき、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備し、研修・訓練等を通じてこれを強化します。感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、区民の生命及び健康を保護します。

⑨ 治療薬・治療法

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、健康被害や地域経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素であり、治療薬の開発・実用化等と治療法の確立は重要な位置付けのものとなります。

新型インフルエンザ等の発生時に治療薬・治療法を早期に実用化し、患者へ提供可能とすることが重要です。国が主体となって、平時から、大学等の研究機関や製薬企業等の研究開発力向上のための施策を講じ、人材の育成・確保や技術の維持向上を図ります。併せて、治療薬の開発が必要な感染症（重点感染症）に対する情報収集・分析を行い、未知の感染症も念頭に置いた研究開発を推進します。国は、新型インフルエンザ等の発生時には、平時に整備した研究開発体制を活用し、速やかに治療薬の実

用化に向けた取組を実施します。

また、国は新型インフルエンザ等の発生時に治療薬の安定的な供給を確保し、迅速に必要な患者に投与できるよう、平時から製造能力の強化等を図ります。区は、国及び都並びに関係機関と連携し、医療機関又は薬局へ円滑に流通させる体制を整理し、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに体制が構築できるよう、必要な準備・訓練等を行います。

⑩ 検査

新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断して早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することです。また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要です。

さらに、検査が必要な者が必要なときに迅速に検査を受けることができる体制を整えておくことは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや、感染拡大防止と地域経済活動の両立に寄与し得ます。このため、新型インフルエンザ等の発生時に必要な検査が円滑に実施される必要があり、平時から検査機器の維持、検査物資の確保、人材の確保を含めた準備を着実に進めるとともに、発生当初から研究開発や検査拡充等の体制を迅速に整備することが重要です。

また、状況の変化に合わせて、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や検査の特性等を踏まえ、リスク評価に基づき、検査実施の方針を適時かつ柔軟に変更し検査体制を見直していくことが重要です。

⑪ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なることから、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、区民の生命及び健康を保護する必要があります。その際、区民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要です。

効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、保健所、地方衛生研究所等は検査の実施及びその結果分析並びに、積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から、区や都に対する情報提供・共有までの重要な役割を担います。

保健所及び地方衛生研究所等は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し多数の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定されます。このため、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行い、地域における新型インフルエンザ等対策を推進します。

⑫ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれます。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、区民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。

このため、感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や、円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要です。

国は、平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに感染症対策物資等の需給状況の把握等のために必要な体制を整備します。

また、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症対策物資等の需給状況の把握を行い、不足が懸念される場合等には、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組みます。

⑬ 区民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、区民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、区民生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性があります。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や区民等に必要な準備を行うことを勧奨します。また、指定（地方）公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行います。

新型インフルエンザ等の発生時には、区民生活及び地域経済の安定の確保に必要な対策や支援を行います。事業者や区民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努めます。

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

〈目的〉

新型インフルエンザ等が国内外で発生した場合、又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が一丸となって取組を推進することが重要です。そのため、平時から役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統の構築、拡張可能な組織体制の整備、人員調整、縮小可能な業務の整理等を行います。また、研修や訓練による課題の発見や改善、練度向上、定期的な会議による連携強化を図ります。

1 実践的な訓練の実施	
① 区は、政府行動計画及び都行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施します。	防災危機管理室
② みなと保健所は、みなと地域感染制御協議会（25 ページ コラム参照）において区内医療機関を中心に訓練を実施します。	みなと保健所
2 区行動計画等の作成や体制整備・強化	
① 区は、政府行動計画及び都行動計画に基づき、必要に応じて区行動計画を見直します。	みなと保健所
② 区は、新型インフルエンザ等の発生に備え、強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保を図るとともに、有事においても、継続すべき業務を維持するため、業務継続計画を作成・変更します。	防災危機管理室
③ 区は、国やJ I H S、都の研修等を積極的に活用し、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、みなと保健所職員の計画的な人材確保及び養成に努めます。	みなと保健所 衛生試験所 総務部

3 国及び地方公共団体等の連携の強化	
① 区は、国や都と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施します。	みなと保健所 防災危機管理室
② 区内の病院と診療所、港区医師会等が参加し、地域の感染症対応力の向上を目指し設置された協議会等で、関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築します。	みなと保健所
③ 港区感染症対策協議会等を活用し、情報交換や、連携体制の構築・強化を図ります。	

第2節 初動期

〈目的〉

新型インフルエンザ等が国内外で発生した場合、又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握し区民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要があります。そのため、準備期の検討に基づき、必要に応じて港区新型インフルエンザ等対策本部の設置や港区新型インフルエンザ等対策連絡会議を開催し、関係機関と連携して対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施します。

1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置	
① 国が政府対策本部を設置した場合や都が都対策本部を設置した場合において、区は、必要に応じて、区対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。	防災危機管理室
② 区は、必要に応じて、第1章第1節2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、港区感染症予防計画に定める人員確保目標を参考に全庁的な対応を進めます。	総務部 みなと保健所

2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保	
<p>区は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行います。</p>	<p>企画経営部</p>

第3節 対応期

〈目的〉

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまでその間の病原体の変異も含め長期間にわたる対応を想定しつつ、持続可能な実施体制を構築することが重要です。感染症危機の状況並びに区民生活及び地域経済の状況や各対策の実施状況に応じて柔軟に実施体制を整備し、見直します。必要に応じて他の区市町村又は都に応援を求めるなど、医療のひっ迫や病原体の変異及びワクチン・治療薬・治療法の開発等の大きな状況変化に対応して柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期にかつ少ない影響で感染症危機に対応することを目指します。

1 基本となる実施体制の在り方	
<p>区は、政府対策本部及び都対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとります。</p>	<p>みなと保健所 防災危機管理室 総務部</p>
2 基本となる実施体制の在り方（職員の派遣・応援への対応）	
<p>① 区は、新型インフルエンザ等のまん延により、区の全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、都に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請します。</p>	<p>みなと保健所 防災危機管理室</p>
<p>② 区は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の区市町村又は都に対し応援を求めます。</p>	<p>総務部</p>

3 基本となる実施体制の在り方（必要な財政上の措置）	
区は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施します。	企画経営部
4 緊急事態措置の検討等について（緊急事態宣言の手続）	
区は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに区対策本部を設置します。さらに、区の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行います。	防災危機管理室
5 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制（区対策本部の廃止）	
区は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく区対策本部を廃止します。	防災危機管理室

コラム ～みなと地域感染制御協議会（MICC）～

新型コロナでの経験を踏まえ、令和4（2022）年の診療報酬改定において感染症対策向上加算が見直され、感染症対策における地域連携や高度管理体制がさらに評価されるようになりました。感染症法に基づく指定を受け感染症対策向上加算1を取得する区内の6病院を中心とし、港区医師会や区内の入院医療機関・診療所との感染症に関する連携体制を構築するため、令和4（2022）年10月に発足した協議会です。

みなと保健所も参画し、年4回以上の合同カンファレンス（うち1回は感染症対策訓練）を実施し、感染症の制御に関する地域連携の強化、新興感染症への備えなど、実効のある感染症対策に努めています。

※ MICC

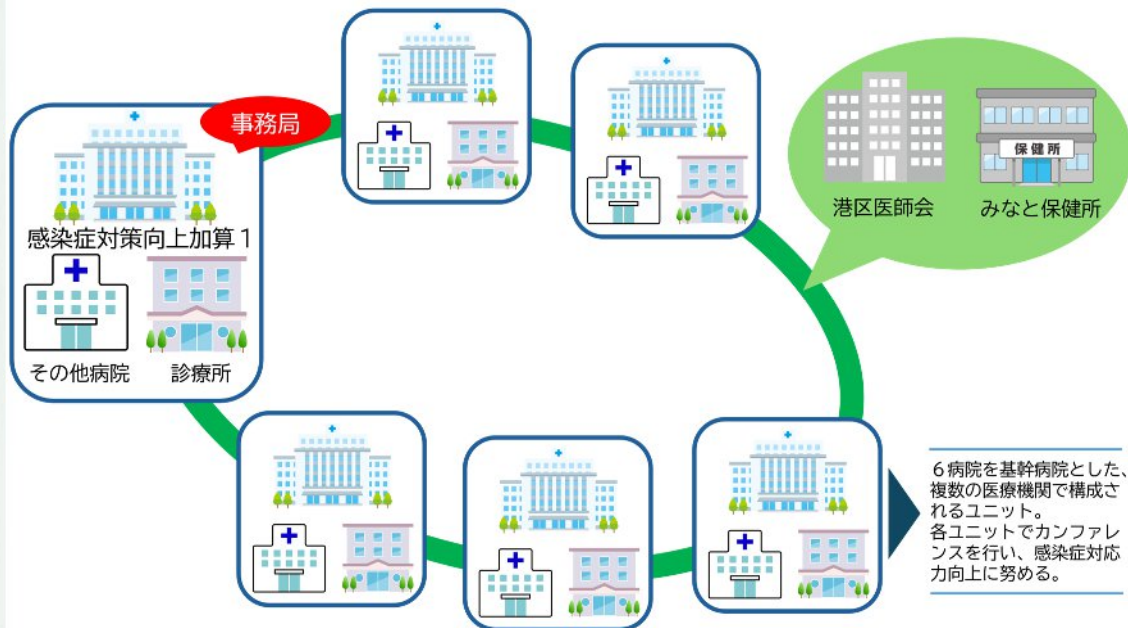
「Minato infection control council」の頭文字をとった愛称です。

【区内の6病院】

虎の門病院、東京慈恵会医科大学附属病院、東京都済生会中央病院、

北里大学北里研究所病院、国際医療福祉大学三田病院、JCHO東京高輪病院

みなと地域感染制御協議会（MICC）イメージ



令和7（2025）年にAMR（薬剤耐性）部会を設置し、抗菌薬適正使用講習会の実施、母子手帳等への掲載など薬剤耐性対策にも取り組んでいます。

コラム ～港区における新型コロナ対応の記録～

(1) 背景

令和元（2019）年12月、中国武漢市における原因不明のウイルス性肺炎について、武漢市当局が発表して以降、新型コロナウイルスは世界中に拡大していきました。国内では、令和2（2020）年1月に初の感染が確認され、本区においても同年2月上旬に最初の感染者を確認するなど、国内初の感染事例公表から1か月も満たない間に感染が拡大しました。

こうした中、新型コロナは、令和2（2020）年2月に感染症法の指定感染症として定められました。

(2) 健康危機管理体制の整備

区は、新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがあるときには、その初動対応として、危機により極めて重大な被害が発生し又は発生するおそれがある場合においては「港区危機管理対策本部」を直ちに設置します。

区の新型コロナ対応では、政府対策本部長による「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が宣言された時には、港区新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、令和2（2020）年4月7日付で、区長を本部長とする「港区新型コロナウイルス感染症対策本部」に移行し、緊急事態宣言下を設置期間とした、区における新型コロナウイルス感染症対策を総合的に推進しました。

みなと保健所では、健康に関する危機への機動的な対応を確保するため、同年1月23日付で所長を本部長とする「健康危機管理本部」を設置し、令和5（2023）年4月27日までの約3年3か月の間で92回の会議を開催し、区内の感染状況や対応状況について確認するとともに今後の対応について検討するなど、体制を強化しました。

第2章 情報収集・分析

第1節 準備期

〈目的〉

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知や発生後の対応等の対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となります。

情報収集・分析では、新型インフルエンザ等対策の決定に寄与するため、国や都と連携し、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析するとともに、必要に応じて国や都等の行うリスク評価に協力し、感染症対策における意思決定及び実務上の判断に資する情報を提供します。

情報収集・分析の対象となる情報としては、国内外の感染症発生状況や、対応状況、感染症サーベイランス等から得られた国内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等のほか、医療提供体制や人流、区民生活及び地域経済に関する情報、社会的影響等を含む感染症流行リスクに関する情報が挙げられます。平時には、定期的な情報収集・分析に加え、有事に備えた情報内容の整理又は把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行います。

1 実施体制	
① 区は、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備します。	
② 区は、国内外の感染症発生状況に関する情報を厚生労働省や都等から速やかに収集し、その結果を区民や港区医師会等関係機関へ幅広く提供します。あわせて、感染症健康危機管理情報ネットワークシステム（K-net）の活用などにより、都と感染症指定医療機関等の間で速やかな情報共有を図ります。	みなと保健所

<p>③ 区は、港区医師会等の関係機関、感染症指定医療機関、消防機関等と平時から連絡体制を整備し、緊密な連携協力体制を確保します。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>2 人員の確保</p>	
<p>区は、有事の際に必要な検査体制へ速やかに移行できるよう、港区衛生試験所における人員の計画的な確保及び配置を行います。人員の配置に当たっては、検査を実施する技術職員に加え、技術職員を支援する補助職員や、情報収集・解析を担う情報系専門人材等を含めて検討します。</p>	<p>みなと保健所 衛生試験所 総務部</p>

第2節 初動期

〈目的〉

初動期には、都と協力し、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報の収集・分析を行うとともに、国や都等による迅速なリスク評価に協力します。また、個人情報やプライバシーの保護に十分留意しつつ、関係機関又は区民等に迅速に情報提供・共有を行います。

<p>1 リスク評価（情報収集・分析に基づくリスク評価）</p>	
<p>区は、国、都及びJ I H Sが実施するリスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制へ移行することを判断するとともに、必要な準備を行います。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>2 情報収集・分析から得られた情報の公表</p>	
<p>区は、国が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報について区民等へ分かりやすく提供・共有します。また、情報等の公表に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分配慮します。</p>	<p>みなと保健所 企画経営部 防災危機管理室</p>

第3節 対応期

〈目的〉

感染拡大防止を目的として、国や都と連携し新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析（ウイルスの伝播性・病原性・遺伝子変化などの解析、ウイルス制御に関する様々な分野の情報収集）を行うとともに、国や都等が実施するリスク評価に協力します。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて感染拡大防止と区民生活及び地域経済との両立を見据えた柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、国や都等が行う継続的なリスク評価に必要な応じて協力します。

1 リスク評価（情報収集・分析に基づくリスク評価）	
<p>区は、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、国内での発生状況や臨床像に関する情報を分析し、包括的なリスク評価を行います。</p> <p>リスク評価は、国際機関や研究機関等の情報、国、検疫所、J I H S 及び都からの報告、積極的疫学調査等により得られた情報の収集・分析に基づいて実施します。また、感染症危機の経過や状況の変化に応じて政策上の意思決定や実務上の判断が求められる場合にはこれらを踏まえた包括的なリスク評価を行います。</p>	みなと保健所
2 リスク評価（リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施）	
<p>区は、国が示す方針を踏まえながら、区内の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直します。</p>	みなと保健所
3 情報収集・分析から得られた情報の公表	
<p>① 区は、国が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報について区民等へ分かりやすく提供・共有します。</p>	みなと保健所 企画経営部 防災危機管理室

② 区は、情報等を公表するに当たり、個人情報やプライバシーの保護に十分配慮します。	みなと保健所 企画経営部 防災危機管理室
---	----------------------------

コラム ～港区における新型コロナ対応の記録～

(1) 区内の事業所におけるコロナ感染についての区の対応（令和2（2020）年2月）

みなと保健所は、新型コロナと診断された方が働く区内の事業所に対して感染症法に基づく積極的疫学調査を実施し、港区の対応内容について公表しました。事業所の現地調査を行った上で、まん延防止の指導、一部の濃厚接触者に対する自宅待機の要請、健康観察等を行い、必要な方全員への対応を指示したこと、また、その時点において、感染が確認された男性が働く事業所内の他の従業員の健康状態に問題なく、近隣の区民、企業等への影響はないと判断し、区ホームページ上でもお知らせしました。

(2) リスク評価の公表

ア 区内の保育園における新型コロナの事例報告（令和2（2020）年11月）

みなと保健所は、保育園における感染の実態を全国の保護者に知っていただくことを目的に、東京小児科学会、港区医師会、愛育病院、東京慈恵会医科大学附属病院と協力し、区内保育園における積極的疫学調査で濃厚接触者と特定された職員及び園児を調査した結果を公表しました。この調査結果では、保育園側が手指消毒や換気、マスクの着用など十分な予防策を取っていれば、保育施設内での職員や園児間での感染リスクは「極めて低い」と分析しました。

イ 区内の保育施設におけるコロナ感染の調査報告（令和3（2021）年8月）

デルタ株の広がりの状況を踏まえ、みなと保健所は、区内の保育施設で把握した新型コロナの事例（職員・園児）のうち39事例について調査した結果を公表しました。この調査結果では、陽性例を把握した時点で大規模な一斉検査や休園をしなくても、①施設の消毒、②接触した子どもの健康管理、③皆で感染対策の強化に協力をする方が、保育サービスの維持に役立つと分析しました。

第3章 サーベイランス

第1節 準備期

〈目的〉

本章でいう「サーベイランス」とは、感染症の予防と対策に迅速に還元するため、新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向や海外からの病原体の流入などを、体系的かつ統一的な手法で持続的かつ重層的に収集・分析する取組等をいいます。新型インフルエンザ等への対策を適時適切に実施するためには、国が海外での新型インフルエンザ等の発生の迅速な察知、発生状況やウイルスの特徴等についての速やかな情報収集・情報分析を行う一方で、区は、都と協力しながら地域における発生状況の迅速な把握や、必要な対策を実施した上で、その結果を評価することが大切です。そのためには、平時からサーベイランス体制を確立し、情報を速やかに収集・分析することが重要です。このため、サーベイランスシステムやあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知するとともに、区内の新型インフルエンザ等の発生状況、患者の発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等の情報を収集します。これらの情報を踏まえ、感染症危機管理上の意思決定につなげます。

1 実施体制	
① 区は、感染症危機対応時における業務量の大幅な増加に備え、平時から必要となる体制や役割分担を確認し、速やかに体制を拡充できるよう準備を進めます。	みなと保健所

<p>② 区は、感染症サーベイランスシステム、感染症健康危機管理情報ネットワークシステム（K-net）等を活用し、迅速かつ、的確な情報収集・分析を行い、都、保健所、東京都健康安全研究センター、医療機関における緊密な情報連携体制の構築を実現します。また、有事の際の円滑な情報収集を実現するため、都や港区医師会と協力し、医療機関による電磁的方法による発生届の提出を促進します。</p>	
<p>③ 区は、必要に応じて東京都健康安全研究センターに対し東京都実地疫学調査チーム（TEIT：Tokyo Epidemic Investigation Team）の派遣を要請することで、積極的疫学調査の企画立案・実施・評価等の支援を受け、疫学調査の実施体制の強化に努めます。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>④ 区は、国や都と協力しながら国内外の感染症に関する情報を迅速に収集、分析し、区民や医療機関等の関係機関に発信するとともに、都による専門的・技術的な支援や人材育成の機会を活用することで、集積した知見を生かし、区の感染症対策の向上を図ります。</p>	
<p>2 平時に行う感染症サーベイランス</p>	
<p>① 区は、平時から、季節性インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関における患者の発生動向、入院患者の状況など、複数の情報源から全国的な流行状況を把握します。</p>	
<p>② 区は、J I H S や都等と連携し、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステムや感染症健康危機管理情報ネットワークシステム（K-net）を活用し、発生状況について共有します。</p>	<p>みなと保健所</p>

<p>③ 区は、ワンヘルス・アプローチの考え方に基づき、みなと保健所を中心として、東京都健康安全研究センター、保健所、家畜保健衛生所、(公財)東京都農林総合研究センター等と連携し、家きん、豚及び野生動物におけるインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視します。また、港区内の医療機関から、鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある方についてみなと保健所に情報提供があった場合には、関係機関間で速やかに情報共有を行う体制を整備します。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>④ 区は、国及び都と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じ、感染症サーベイランスシステムを利用した疑似症サーベイランス等による新型インフルエンザの早期探知の運用の習熟を行います。</p>	
<p>3 人材育成（研修の実施）</p>	
<p>区は、新型インフルエンザをはじめとする多様な感染症に総合的に対応でき、感染症危機管理を担う人材を育成するため、国（国立保健医療科学院を含む。）やJ I H S、東京都健康安全研究センター等で実施される感染症対策等に関する研修会や感染症危機管理リーダーシップ人材育成モデル事業等に、保健所及び港区衛生試験所の職員等を積極的に派遣するとともに、区が感染症に関する講習会等を開催すること等により研修の充実を図ります。</p>	<p>みなと保健所 衛生試験所 総務部</p>

4 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進	
<p>① 区は、新型コロナ対応での取組実績を参考に、新型インフルエンザ等の発生等を見据えながら、デジタル技術の活用など、更なる業務の効率化に取り組みます。また、各保健所におけるデジタル化の好事例を相互に共有するなど、保健所業務のDXを推進していきます。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>② 区は、港区医師会等の協力を得ながら、医療機関に保健所への感染症の届出の重要性を周知し、感染症の診断を行った医師が速やかに届け出るよう周知徹底を図ります。さらに、新型インフルエンザ等の発生に備え、令和4年感染症法改正により、発生届等の電磁的方法による届出が努力義務とされたことを踏まえ、平時から、医師や指定届出機関の管理者からの電磁的な方法による発生届及び退院等の提出を促進します。</p>	
<p>③ 区は、感染症健康危機管理情報ネットワークシステム（K-net）を活用し、発生動向調査や積極的疫学調査における検査・分析結果等を速やかに取得することで、感染拡大防止に向けて迅速な初動対応を行います。</p>	
5 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表	
<p>① 区は、国が公表した感染症サーベイランスの分析結果や、地域ごとの実情に応じたサーベイランスから得られた正確な情報をもとに、区民等へ分かりやすく情報を提供・共有します。</p>	<p>みなと保健所 企画経営部 防災危機管理室</p>
<p>② 区は、情報等を公表するに当たり、感染症のまん延防止への寄与と個人が特定されることによるリスク等を総合的に勘案し、個人情報及びプライバシーの保護に十分配慮します。</p>	

第2節 初動期

〈目的〉

初動期において、区は、区内における感染症有事（疑い事案を含む。）の発生の際に、都や関係機関と連携して、速やかに検査を実施することで、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報の収集を迅速に行い、国や都によるリスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげます。

1 リスク評価（有事の感染症サーベイランスの開始）	
① 区は、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある人から採取した検体について、東京都健康安全研究センターに亜型等の同定を依頼します。	
② 区は、国及び都と連携し、準備期から実施している感染症サーベイランスを継続するとともに、新たな感染症の発生を探知した場合には、速やかに疑似症の症例定義の確認を行い、当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始します。	みなと保健所 衛生試験所
③ 区は、国や都が示した感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえた初期段階でのリスク評価に基づき、国や都と連携しながら感染症対策を迅速に判断し、実施します。	
2 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表	
① 区は、国や都が公表した感染症サーベイランスの分析結果や、正確な情報をもとに、区民等へ分かりやすく提供・共有します。また、必要に応じて庁内の関係機関と情報共有します。	みなと保健所 企画経営部
② 区が情報等を公表する際には、まん延防止への効果を考慮するとともに、個人が特定されることによるリスクなどを総合的に勘案し、個人情報やプライバシーの保護に十分配慮します。	防災危機管理室

第3節 対応期

〈目的〉

強化された有事の感染症サーベイランスの実施体制により、国や都と連携しながら、引き続き新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、抗体保有状況等に関する情報を収集し、国や都によるリスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげます。また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、都と連携して適切な感染症サーベイランス体制の検討や見直しに協力します。

1 リスク評価（有事の感染症サーベイランスの実施）	
区は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じて、地域の感染状況等を踏まえ、独自の判断により感染症サーベイランスを実施します。	みなと保健所
2 感染症のリスク評価に基づくサーベイランス手法の検討、感染症対策の判断及び実施	
区は、国や都と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえたリスク評価に基づく感染症対策を迅速に判断及び実施します。また、感染症の流行状況やリスク評価に基づき、国及び都の方針や専門家の意見も踏まえ、柔軟かつ機動的に感染症対策を切り替えます。	みなと保健所

3 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

<p>① 区は、国や都が公表した感染症サーベイランスの分析結果や、地域ごとの実情に応じたサーベイランスから得られた正確な情報をもとに、区民等へ分かりやすく提供・共有します。特に新型インフルエンザ等対策の強化又は緩和を行う場合等の対応においては、リスク評価に基づく情報を共有し、各種対策への理解・協力を得るため、可能な限り科学的根拠に基づいた情報となるよう図ります。また、必要に応じて関係機関と情報共有します。</p> <hr/> <p>② 区が情報等を公表する際には、まん延防止への効果を考慮するとともに、個人が特定されることによるリスクなどを総合的に勘案し、個人情報やプライバシーの保護に十分配慮します。</p>	<p>みなと保健所</p>
---	---------------

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

〈目的〉

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、区民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、区民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。このために区は、平時から、都が行う都民意識アンケート調査等を活用して区民等の感染症に対する意識を把握し、理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要があります。

区民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて適切に判断・行動できるよう、平時から普及・啓発を含め、感染症対策等について必要な情報提供・共有を適時に行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、区による情報提供に対する認知度・信頼度の向上を図ります。また、新型インフルエンザ等が発生した際は円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた区民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理し、あらかじめ定めます。

1 新型インフルエンザ等の発生前における区民等への情報提供・共有

(区市町村における情報提供・共有について)

<p>① 区では、区民等が感染症危機に対する理解を深めるため、準備期から情報の提供・共有を行います。区による情報提供・共有が有用な情報源として区民の認知度・信頼度が一層高まるよう努めます。あわせて、コールセンター等の設置準備を進め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制を整備します。</p>	<p>産業・地域振興支援部 保健福祉支援部 みなと保健所 企画経営部 防災危機管理室 教育委員会事務局 学校教育部</p>
--	---

<p>② 感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなることなど、正確な知識等が情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら、啓発します。</p>	<p>産業・地域振興支援部 保健福祉支援部 みなと保健所 企画経営部 防災危機管理室 教育委員会事務局 学校教育部</p>
<p>③ 区は、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気・咳エチケット・手洗い等）、区内における感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、区民等の理解を深めるために、区ホームページやSNS・デジタルサイネージ等を利用し、継続的かつ適時に分かりやすい情報提供・共有を行います。区では既に、区ホームページで港区感染症発生動向を公開するなど、感染症発生動向を広く公開しています。また、学校欠席者システムを通じて学校や社会福祉施設での感染症発生動向を関係機関と共有しています。これらの取組等を通じ、区による情報提供・共有が有用な情報源として、区民・関係機関等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めます。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発します。保育施設や学校等は地域における感染拡大の起点となりやすく、また、高齢者施設等は感染症の集団発生時に重症化リスクが高いと考えられます。区は施設関係者だけでなく、関係部署と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行います。</p>	<p>産業・地域振興支援部 保健福祉支援部 みなと保健所 子ども家庭支援部 企画経営部 防災危機管理室 教育委員会事務局 学校教育部</p>

2 新型インフルエンザ等の発生時における区民等への情報提供・共有	
<p>① 区は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、区民等へ情報提供・共有する内容を整理します。また、区民等が必要な情報を入手し理解を深めることができるよう、高齢者・子ども・日本語に慣れていない外国人・視覚や聴覚等が不自由な方等へ適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理します。</p>	みなと保健所 企画経営部 防災危機管理室
<p>② 区として一体的・整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備します。</p>	
<p>③ 区は、新型インフルエンザ等の発生時に、都や港区医師会等関係機関を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有のあり方を整理します。</p>	
<p>④ 区は、東京感染症アラートを円滑に運用し、都と連携して平時から医療機関へのこの制度の周知や感染症に関する情報提供に努めます。</p>	
<p>⑤ 区は、大規模イベント開催時においては、都や大会運営者等と調整のうえ、感染症の発生の早期探知に向けた各種サーベイランスの強化や、関係者間の迅速な情報共有、連携体制の整備や確認などの必要な対応を実施します。</p>	
<p>⑥ 外国人に対しては、大使館や国際交流協会、民間企業等の協力を得ながら情報提供します。</p>	
3 新型インフルエンザ等の発生前における区民等への情報提供・共有 (双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進)	
<p>区は、新型インフルエンザ等の発生時に、区民等からの相談に応じるため、コールセンター等が設置できるよう準備します。</p>	みなと保健所

第2節 初動期

〈目的〉

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、区民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等について、国や都の情報に基づき、状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要があります。

具体的には、区民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて適切に判断・行動できるよう、区民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で最新の科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有します。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努めます。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有し、理解を求めるとともに偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、区民等の不安の解消等に努めます。

1 情報提供・共有について（区市町村における情報提供・共有について）	
① 区は、感染症の発生状況及び感染対策等について、報道発表、区ホームページへの掲載、SNSでの発信等により迅速かつ積極的に情報提供・共有を行います。その際、区が伝えたい情報を区民等と正しく共有できるよう、分かりやすいメッセージを発信します。	みなと保健所
② 区は、区民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者・子ども・日本語に慣れていない外国人・視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行います。	企画経営部 防災危機管理室
③ 区は、感染症の発生状況や留意すべき点をまとめた特設ページの開設を必要に応じて準備します。	

<p>④ 区は、国から示される新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に基づき、個人情報やプライバシーの保護に配慮しながら、感染症対策に必要な情報提供・共有を行います。</p>	<p>みなと保健所 企画経営部</p>
<p>⑤ 区は、平時から築いてきた関係性を活かし、港区医師会等の関係機関や、区民への情報提供を円滑に行います。</p>	<p>防災危機管理室</p>
<p>2 情報提供・共有について（双方向のコミュニケーションの実施）</p>	
<p>区は、国からの要請を受けて、区民等からの相談に応じるためコールセンター等を設置します。</p>	<p>みなと保健所</p>

第3節 対応期

〈目的〉

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、区民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要です。このため、区は、区民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する区民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要があります。

具体的には、区民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて適切に判断・行動できるよう、区民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有します。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努めます。また、個人レベルでの感染予防策の実施が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、区民等の不安の解消等に努めます。

1 情報提供・共有について（区市町村における情報提供・共有について）	
<p>① 区は、区民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、その時点で把握している科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行います。</p>	<p>みなと保健所 企画経営部 防災危機管理室</p>
<p>② 区は、科学的根拠に基づいた冷静な対応を促すメッセージを发出するよう努めます。</p>	
<p>③ 区は、区民等が必要な情報を入手できるよう、伝えたい相手に適した方法での情報提供・共有を行います。</p>	
<p>④ 感染症は誰でも感染する可能性があるもので、偏見・差別等は許されるものではありません。誤った情報に基づく偏見・差別を防ぐために、正確な知識等が情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら、啓発します。</p>	
2 リスク評価に基づく方針の決定・見直し（封じ込めを念頭に対応する時期）	
<p>① 区内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられます。その際、区は、区民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、感染症対策の根拠を丁寧に説明します。</p>	<p>みなと保健所</p>

<p>② 区民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、区民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、区は、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行います。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>3 リスク評価に基づく方針の決定・見直し（病原体の性状等に応じて対応する時期）</p>	
<p>① 病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられます。その際、区民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行います。</p>	
<p>② 子どもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい層に応じて、特措法に基づく措置の強度や区民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行います。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得ます。</p>	<p>みなと保健所</p>

<p>4 リスク評価に基づく方針の決定・見直し (特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期)</p>	
<p>ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性などが低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない、基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点(医療提供体制や感染対策の見直し等)について、丁寧に情報提供・共有を行います。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について理解・協力を得ます。順次、広報体制の縮小等を行います。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>5 基本的方針(双方向のコミュニケーションの実施)</p>	
<p>区は、国からの要請を受けてコールセンター等を継続します。</p>	<p>みなと保健所</p>

コラム ～港区における新型コロナ対応の記録～

(1) 区内感染者数の推移等の公表

区は、区内における新型コロナの感染者数として、みなと保健所が受理した発生届の内容を整理し、その結果から得られた情報を区ホームページで定期的に公表するとともに、港区議会の特別委員会でも分かりやすく報告しました。

また、これまで医療機関は患者全ての届出を提出する必要がありましたが、令和4（2022）年9月26日に、届出の対象者は、原則以下に該当する一部の患者のみに見直され、区ホームページや広報みなとで区民等に周知しました。

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり新型コロナ治療薬や酸素投与が必要な方

(2) みなと保健所電話相談窓口

新型コロナの一般的な相談として、平日の9時から17時まで、保健師が電話相談に応じました。みなと保健所では、感染症発生時に、代表番号への問い合わせ電話が殺到し、電話がつながらない事態が発生しました。そのため、比較的早い段階から新型コロナの一般相談の電話対応を一本化し、業務負荷を分散し、区民対応に注力しました。

(3) 感染症予防についてのリーフレットの作成

みなと保健所では、家庭でできる感染症予防や自宅療養中の過ごし方についてのリーフレットを作成し、区ホームページ等で公開しました。

(4) 接客を伴う区内飲食店の営業者への注意喚起

接客を伴う飲食店関係の患者が増加傾向であったことを踏まえ、令和2（2020）年4月と7月に、注意喚起の通知を発送しました。この通知では、店内の消毒、定期的な換気、カラオケマイクの定期的な消毒、カウンターやテーブルへのパーテーションやアクリル板等の設置等について周知し、対策の徹底をお願いしました。

(5) こころのサポートダイヤル

感染症に起因する心の不調を訴える区内在住・在勤・在学者に対して、平日の9時から17時まで、精神保健福祉や臨床心理士等の専門職が電話相談に応じました。また、継続フォローが必要な場合は適切な窓口につなぎ、区民等の不安の軽減やメンタルヘルスの向上を図りました。

第5章 水際対策

第1節 準備期

〈目的〉

平時から国や都が実施する水際対策における区との連携に係る体制整備や研修及び訓練を行うとともに、実施に必要な物資及び施設の確保を行うことにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に国や都と連携し、対応します。

また、平時から国や都と連携し、海外における感染症情報の収集を行うことにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に、出国予定者に向けて適時適切な情報提供・共有を行います。

1 水際対策の実施に関する体制の整備	
<p>都は、海外からの感染症の侵入を防ぐため、検疫所及び管内に所在する港湾・空港関係機関との連絡体制を、平時から確認します。また、都は、新型インフルエンザ等発生時の検疫所における隔離・停留のための医療機関、宿泊施設等の利用調整、健康監視業務の代行要請等にあたっての平時からの連携のあり方について、感染症法等の改正趣旨や国の通知を踏まえ、連携協議会の場などでの協議を通じて検討していくこととしています。</p> <p>これを踏まえ、区は、都が開催する連携会議等から状況を把握するとともに検疫所が実施する訓練に参加し、新型インフルエンザ等発生時における対策、連絡手順、協力事項等の共有を図ります。また、個人防護具の整備を行います。</p>	<p>みなと保健所</p>

第2節 初動期

〈目的〉

新型インフルエンザ等の特徴や海外での感染拡大状況を踏まえ、区は迅速に国が実施する水際対策に協力することにより、病原体の侵入や感染拡大のスピードを可能な限り遅らせて、医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備時間を確保します。区の感染状況を国及び都に適宜報告し、国や都が実施する水際対策の方針決定のための情報提供を実施します。国及び都が水際対策を変更した場合には、速やかに体制を変更します。

1 新型インフルエンザ等の発生初期の対応	
① 区は、国や都と連携し、健康監視対象者の情報を入手し、関係機関と情報共有するなど、感染症発生時に円滑に対応できる体制を構築します。	みなと保健所
② 区は、検疫所における診察等において感染症患者が確認された場合には、患者等に対し必要な保健指導等を行います。	
2 国、都との連携	
① 区は、国や都と連携しながら、居宅等待機者等に対して健康監視を実施します。	みなと保健所
② 区は、国から提供された質問票等により得られた情報の収集を行います。	

第3節 対応期

〈目的〉

新たな病原体（変異株を含む。）の侵入や感染拡大のスピードを可能な限り遅らせ、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や国内外の感染状況を踏まえ、国・都・関係機関と連携します。

1 封じ込めを念頭に対応する時期	
区は、初動期の対応を継続しつつ、国が公表した水際対策の方針変更があった場合、速やかに対応を変更します。	みなと保健所
2 病原体の性状等に応じて対応する時期	
区は、初動期の対応を継続しつつ、国が公表した水際対策の方針変更があった場合、速やかに対応を変更します。	みなと保健所
3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	
区は、初動期の対応を継続しつつ、国が公表した水際対策の方針変更があった場合、速やかに対応を変更します。	みなと保健所

第6章 まん延防止

第1節 準備期

〈目的〉

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、区民の生命と健康を保護します。このため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行います。また、区は、約27万人の生活の場であるとともに、ビジネス、商業、文化、国際交流が融合するエリアであり、新型インフルエンザ等が発生し、区民等が免疫を獲得していない段階では、区内において感染が急激に拡大し、区民生活及び地域経済に重大な影響を及ぼすおそれがあります。そのため、有事には急速な感染拡大による社会的影響を緩和するためのまん延防止対策を実施することが必要であり、その実施について区民や事業者の協力を得るため、対策の必要性についての理解促進に取り組みます。

1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等	
区は、換気、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター等に連絡し指示を仰ぐこと、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図ります。	各部

第2節 初動期

〈目的〉

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図る時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにします。このため、区内でのまん延防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行います。

1 区内でのまん延防止対策の準備	
① 区は、国や都と相互に連携し、区内で新型インフルエンザ等の患者が発生した場合に備えて、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）について、確認を進めます。また、患者の同居者など濃厚接触者に対しては、外出自粛の要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等必要な対応を確認します。さらに検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報が通知された場合は、関係機関と相互に連携し、その情報を適切に活用します。	みなと保健所 防災危機管理室
② 区は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行います。	防災危機管理室

第3節 対応期

〈目的〉

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講じることで、医療のひっ迫を回避し、区民の生命及び健康を保護します。その際、区民生活及び地域経済への影響を十分考慮します。また、緊急事態措置をはじめとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切替えていくことで、区民生活及び地域経済への影響の軽減を図ります。

1 まん延防止対策の内容（患者や濃厚接触者への対応）＜（ア）患者対策＞	
<p>① 区は、国や都と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行います。</p> <p>また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等に有効と考えられる措置がある場合や季節性インフルエンザ対策と同様な任意の協力を求める基本的な感染対策については、そうした対応も組み合わせて実施します。さらに、換気、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>② 区は、医療機関での診察や、港区衛生試験所及び民間検査機関等による検査を通じて、速やかに患者を特定し、適切な医療を提供する体制を構築します。あわせて、医療機関等への円滑な搬送が可能となる体制の整備にも取り組みます。</p>	<p>みなと保健所 衛生試験所</p>

2 まん延防止対策の内容（患者や濃厚接触者への対応）＜（イ）濃厚接触者対策＞	
<p>① 新型インフルエンザ等の患者と濃厚接触した方は、すでに感染している可能性があるため、潜伏期間中は、区は必要に応じ、濃厚接触者対策を実施します。濃厚接触者対策は、感染症法に基づき健康観察、外出自粛の要請等として実施される場合と、季節性インフルエンザ対策と同様な任意の協力を求める基本的な感染対策として実施する場合があります。なお、必要な場合には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等を検討します。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>② 区は、国や都と協力し、健康観察のための体制整備や、必要な抗インフルエンザウイルス薬の予防投与に向けた準備等を行います。（新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「治療薬・治療法に関するガイドライン」参照。）</p>	
3 まん延防止対策の内容（事業者や学校等に対する要請）	
<p>① 区は、都から不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限、催し物の開催制限等の要請が行われた場合、関係団体等と連携して周知徹底を図ります。</p>	<p>各部</p>
<p>② 区は、区民や事業者に対して、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の感染予防策を推奨します。また、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取り組みを勧奨します。</p>	
<p>③ 区は、学校や社会福祉施設等の臨時休業を都が各設置者等に要請した場合は、速やかに周知を図ります。</p>	
<p>④ 区は、国からの要請を受けて、病院や高齢者施設など、基礎疾患を有する方が集まる施設や、多数の人が居住する施設等における感染対策を強化します。</p>	

コラム ～港区における新型コロナ対応の記録～

(1) 感染症専門アドバイザーの設置

感染症の発生動向や頻繁にアップデートされる医学的見地を踏まえ、各区有施設が迅速に施設等の感染症対策を見直すことができるよう、感染症対策に豊富な経験がある専門職として「感染症専門アドバイザー」をみなと保健所に配置しました。これにより、各区有施設等の相談、訪問指導や事業への助言に応じる体制を整備し、感染症対策の向上を図りました。

(2) 新型コロナ感染症対策オンライン研修の実施

令和2（2020）年7月～令和3（2021）年8月にかけて、以下の研修動画を作成し、区ホームページで公開しました。

- ア 区内事業者向けの一般的な対策
- イ 接待を伴う飲食店向けの対策
- ウ 経営者、衛生管理者、従業員及び利用者向けの対策
- エ 旅館業、民泊事業者及び施設の利用者向けの対策
- オ 宿泊施設向けの対策
- カ 保育園・幼稚園等の職員及び施設利用者向けの対策

第7章 ワクチン

第1節 準備期

〈目的〉

新型インフルエンザ等の発生時に区民の生命及び健康を保護し、区民生活及び地域経済への影響を最小化するため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給し、円滑な接種が実施できるよう平時から着実に準備を進めます。また、ワクチンの接種体制について、国及び都のほか医療機関や事業者等とともに必要な準備を行います。

1 ワクチンの研究開発に係る人材の育成及び活用	
区は、必要に応じて大学等の研究機関と連携し、ワクチンの研究開発の担い手の確保を推進します。また、区は、研究開発を通じて育成した人材をキャリア形成の支援等を通じて積極的に活用するなど、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における研究開発の実施体制の強化を必要に応じて支援します。	みなと保健所

2 ワクチンの接種に必要な資材

区は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要なとなる資材の確保方法等について確認を行い、接種を実施する際に速やかに資材を確保できるよう準備を進めます。

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

みなと保健所

3 ワクチンの供給体制

① 区は、ワクチンを供給するに当たり、随時配送事業者を把握するとともに、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要があります。そのため、区内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、供給量に応じた医療機関ごとの分配量をあらかじめ想定しておきます。

みなと保健所

② ワクチンの円滑な流通に向けて、国及び都から情報を収集します。	みなと保健所
4 接種体制の構築（接種体制）	
区は、港区医師会等の関係団体と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行います。	みなと保健所
5 接種体制の構築（特定接種）	
<p>① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる区職員については、区が実施主体となり、原則として集団的な接種を実施することとなります。そのため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の整備が求められます。</p> <p>そのため、区では、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る人に対し、集団的な接種を原則とし、速やかに接種を実施できるよう体制を構築します。</p>	<p>みなと保健所 総務部</p>
② 特定接種の対象となり得る区職員については、対象者を把握し厚生労働省宛てに人数を報告します。	総務部
③ 事業者において特定接種を実施する方法としては、企業内診療所での接種や、外部の医療機関による診療を通じた接種が考えられます。企業内診療所の開設について新たに許可が必要となる場合は、区が迅速に対応します。	みなと保健所

6 接種体制の構築（住民接種）＜（ア）＞	
<p>区は、平時から以下の（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行います。</p> <p>① 区は、国等の協力を得ながら、区内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります。</p> <p>特に、住民接種については、厚生労働省や都と協力しながら、希望する区民が速やかに接種できるよう準備を進めます。パンデミック時に円滑なワクチン接種が可能となるよう、準備期から初動期、対応期に求められる対応を想定し、接種に必要な資源等を明確にした上で、港区医師会等と連携しながら、接種体制を検討します。また、保健所における新型コロナやHPVワクチンの集団接種の経験を踏まえ、平時から接種体制の構築に向けた訓練を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 接種対象者数 ii 区の人員体制の確保 iii 医師、看護師、受付担当者等への医療従事者等の確保 iv 接種場所の確保（医療機関、保健所、学校等）及び運営方法の策定 v 接種に必要な資材等の確保 vi 国、都道府県、区市町村間や、区医師会等の関係団体への連絡体制の構築 vii 接種に関する区民への周知方法の策定 	<p>みなと保健所</p>

<p>② 区は、医療従事者や高齢者支援施設等の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要です。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な人が接種を受けられるよう、高齢者支援施設等に入所する人数を把握し、関係部署と連携し、接種体制を構築する必要があります。</p>	<p>保健福祉支援部 みなと保健所</p>
<p>③ 区では、接種方法（集団的な接種・個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の人数や期間が異なることから、接種方法等に応じ必要な医療従事者数を算定します。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的な接種においては、多くの医療従事者が必要となることから、個別接種、集団的な接種いずれの場合も、港区医師会や医療機関等と協力しながら、接種体制の構築に向けて医療従事者の確保を図ります。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>④ 区は、接種場所の確保に当たり各会場の対応可能人数等を推計するとともに、受付、待合、問診、接種、経過観察、応急処置、ワクチンの保管・調剤（調製）など、必要なスペースや人員配置を検討します。また、会場内の導線については、入口から出口までの流れが交差せず、各場所で滞留が起こらないように配置します。さらに、調製後のワクチンについては室温や遮光など適切な保管状況を維持できるよう準備します。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>7 接種体制の構築（住民接種）＜（イ）＞</p>	
<p>区は、円滑な接種の実施のため、国が整備するシステムを活用して近隣自治体と連携し、居住する区以外での接種を可能にするよう取組を進めます。</p>	<p>みなと保健所</p>

8 接種体制の構築（住民接種）＜（ウ）＞	
<p>区は、速やかに接種できるよう、港区医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の具体的な実施方法について準備を進めます。</p>	<p>みなと保健所 教育委員会事務局 学校教育部</p>
9 情報提供・共有（住民への対応）	
<p>WHOは「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy」を挙げており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されています。こうした状況も踏まえ、区では、平時を含めた準備期から、定期予防接種に関する情報を、被接種者や小児の場合はその保護者等に対して分かりやすく提供します。また、被接種者等が持つ疑問や不安について情報を収集し、必要に応じてQ&A等を提供するなど、双方向の取組を進めます。</p>	<p>みなと保健所 企画経営部</p>
10 情報提供・共有（区市町村における対応）	
<p>区は、定期予防接種の実施主体として、港区医師会等の関係団体と連携しながら、適正かつ効率的な予防接種を実施するとともに、健康被害が生じた場合の救済や区民への情報提供を行い、都はこうした区の取組を支援します。</p>	<p>みなと保健所</p>
11 情報提供・共有（衛生部局以外の分野との連携）	
<p>区は、予防接種施策を推進するため、産業・地域振興支援部、保健福祉支援部、子ども家庭支援部等との連携強化に努めます。</p> <p>また、児童生徒については、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を港区教育委員会や学校に依頼します。</p>	<p>産業・地域振興支援部 保健福祉支援部 みなと保健所 子ども家庭支援部 教育委員会事務局 学校教育部</p>

12 DXの推進	
① 区は、区が活用する予防接種関係のシステムが、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現できるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行います。	
② 区は、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種対象者に接種勧奨を行う際に、接種対象者のスマートフォン等に通知が届くように体制を整えます。なお、電子的に通知を受けることができない場合は、紙の接種券等を郵送する等の配慮を行います。	みなと保健所
③ 区は、医療機関や接種対象者が予防接種事務のデジタル化に対応しているか否かにかかわらず、円滑に予防接種ができる環境整備に取り組みます。	産業・地域振興支援部 みなと保健所

第2節 初動期

〈目的〉

区は、準備期に計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集するとともに、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげます。

1 接種体制（接種体制の構築）	
区は、接種会場や接種に携わる医療従事者の確保等、接種体制の構築を進めます。	みなと保健所
2 ワクチンの接種に必要な資材	
区は、第7章第1節2において必要と判断し準備した資材を、適切に確保します。	みなと保健所

3 接種体制（特定接種）	
① 区は、接種体制を構築するため、港区医師会等の関係団体と協力しながら医療従事者を確保します。また、事業者が接種を実施する場合には、医療従事者の確保に必要な支援を区が行います。	みなと保健所
② 事前に決定した接種方法に基づいて、国からの指示により、区職員等に対して、接種の実施が決定された場合、接種を実施します。	みなと保健所 総務部
4 接種体制（住民接種）	
① 区は、接種を速やかに開始できるよう、接種予定数の把握を行い、接種勧奨や予約受付の方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を行います。	みなと保健所
② 接種の準備に当たっては、みなと保健所の平時の体制の業務量を大幅に上回ることが見込まれるため、総務部と連携し、全庁的な実施体制の確保を行います。	みなと保健所 防災危機管理室 総務部
③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行います。予防接種の円滑な推進を図るためにも、都の保護施設担当部局及び福祉事務所、区の保健福祉支援部（介護保険、障害者福祉を所管する部署）と保健所が連携し、行うこと等が考えられます。なお、接種会場に配置されるスタッフや、接種券の発行・送付等を担うコールセンター、接種記録の入力等の業務については、外部に委託する等業務の効率化に取り組みます。	保健福祉支援部 みなと保健所 防災危機管理室 総務部

<p>④ 区は、港区医師会と協力しながら、必要な医療従事者を確保します。</p>	
<p>⑤ 区は、接種が円滑に進むよう、地域の実情に応じて、港区医師会、近隣自治体、医療機関、健診機関等と協議し、接種実施医療機関の確保を進めます。その際は、診療時間の延長や休診日の接種等、多くの方が接種できる体制づくりについても検討します。また、必要に応じ、区が管理する施設を活用して接種を行うことについても協議を行います。都道府県においては、区市町村の接種の負担を軽減するため、大規模接種会場を設けることも検討します。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>⑥ 区は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の人など、接種会場での接種が困難な人が接種を受けられるよう、庁内の関係する部署等や、港区医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築します。</p>	<p>保健福祉支援部 みなと保健所</p>
<p>⑦ 区は医療機関以外に臨時の接種会場を設ける場合は、接種会場の運営方法を検討し、医療従事者以外の運営要員の確保を進めます。</p>	
<p>⑧ 臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理を行います。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>⑨ 当該接種会場において、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、必要な設備の整備等の手配を行います。</p>	

<p>⑩ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づき診療所開設の許可・届出が必要となります。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定します。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名設置します。その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当すること等が考えられます。</p>	<p>みなと保健所</p>
---	---------------

⑪ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の、重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・副腎皮質ステロイド剤等の物品や薬剤等の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう救急処置用品について適切な管理を行います。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送が行えるよう、あらかじめ、会場内の従事者の役割を確認するとともに、医療機関や消防等と協力しながら、搬送先となる接種会場近隣の医療機関を確保するなど、連携体制を構築します。

表2 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト 【文房具類】 <input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ 【会場設営物品】 <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

みなと保健所

<p>⑫ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければなりません。その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守します。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について協議します。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>⑬ 感染予防の観点から、接種会場では、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくり、スムーズな流れを確保します。また、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行う場合にも、接種の流れが滞ることがないように配慮します。会場の確保に当たっては、被接種者同士が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保するとともに、要配慮者への対応が可能な環境を整えます。</p>	

第3節 対応期

〈目的〉

区は、準備期に計画したワクチンの供給体制及び接種体制に基づき、ワクチン接種を実施します。また、ワクチンの供給量や医療従事者等の体制等を踏まえて関係者間で随時調整を行い、対象者への接種が区内全体で速やかに進むよう取り組みます。さらに、副反応等に関する情報収集・提供を適切に行い、健康被害が発生した場合に備え、救済制度の周知に努めます。

<p>1 ワクチンや必要な資材の供給</p>	
<p>① 区は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通量、需要量及び供給状況の把握について、第7章第1節を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する人が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行います。</p>	<p>みなと保健所</p>

<p>② 区は、厚生労働省や都から割り当てられた量のワクチンを、接種実施医療機関における使用実績や希望数量に応じて割り当てます。</p>	
<p>③ 区は、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合、都を中心に関係自治体への聴取や調査を行い、区内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、関係自治体間の融通等を行います。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因となる場合もあるため、他の製品の活用も含めて自治体間で柔軟に対応できるよう調整を行います。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>2 接種体制</p>	
<p>区は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行います。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>3 接種体制（特定接種）＜区職員に対する特定接種の実施＞</p>	
<p>新型インフルエンザ等が発生し、国がその情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供や国民生活・国民経済の安定のために特定接種の実施が緊急に必要と判断した場合、区は国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策に従事する区職員を対象に本人の同意を得た上で集団的な接種を行います。</p>	<p>みなと保健所 総務部</p>
<p>4 接種体制（住民接種）＜予防接種体制の構築＞</p>	
<p>① 区は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めます。</p>	
<p>② 区は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の増設等を検討します。</p>	
<p>③ 区は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保します。</p>	<p>みなと保健所</p>

<p>④ 発熱等のため予防接種を行うことが不適當な状態にある人については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、接種会場において掲示等により注意喚起することなど、区は、接種会場における感染対策を徹底します。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮し、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行います。</p>	<p>みなと保健所 企画経営部 防災危機管理室</p>
<p>⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行います。ただし、在宅医療を受療中の患者や高齢者支援施設等に入所中の人であって、当該医療機関における接種が困難な場合は、訪問による接種を検討します。</p>	<p>保健福祉支援部 みなと保健所</p>
<p>⑥ 区は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の人など、接種会場での接種が困難な人が接種を受けられるよう、関係部署や港区医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保します。</p>	
<p>5 接種体制（住民接種）<接種に関する情報提供・共有></p>	
<p>① 区は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、接種に関する情報を国に提供・共有します。</p>	
<p>② 区が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知します。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応します。</p>	<p>みなと保健所</p>

<p>③ 接種会場や接種実施日時等については、接種対象者に、スマートフォン等に対して電子的に通知するほか、区ホームページやSNS等の媒体を通じて幅広く周知します。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、広報等、紙での周知を実施します。</p>	<p>みなと保健所 企画経営部</p>
<p>6 接種体制（住民接種）<接種体制の拡充></p>	
<p>区は、感染状況を踏まえ、必要に応じて区が管理する施設等を活用し、接種会場の増設等を検討します。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な人が接種を受けられるよう、関係部署等や港区医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保します。</p>	<p>保健福祉支援部 みなと保健所</p>
<p>7 接種体制（住民接種）<接種記録の管理></p>	
<p>国、都及び区は、自治体間で接種歴を確認し、接種誤りの防止を図るとともに、接種を受けた人が当該接種に関する記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行います。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>8 健康被害救済</p>	
<p>① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、区は、被接種者等からの申請に基づき、調査委員会を設置し、申請に必要な書類の調査を行います。また、国は審査会を開催し、予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付を行います。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は区が行います。</p>	<p>みなと保健所 総務部</p>
<p>② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた人が接種時に住民票を登録していた区市町村とします。</p>	

<p>③ 区は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの申請に関する相談に適切に対応します。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>9 情報提供・共有</p>	
<p>① 区は、予防接種に関する情報（接種日時、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について区民への周知・共有を行います。</p>	<p>みなと保健所 企画経営部</p>
<p>② 区は、接種実施医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことを検討します。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>③ パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期接種の接種率が低下することによる定期接種対象疾病のまん延防止を図るため、区は、引き続き定期接種の必要性について周知します。</p>	<p>企画経営部 防災危機管理室</p>
<p>10 情報提供・共有（特定接種に係る対応）</p>	
<p>区は、ワクチンの有効性・安全性に関する情報や、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供します。</p>	<p>みなと保健所 企画経営部 防災危機管理室</p>
<p>11 情報提供・共有（住民接種に係る対応）</p>	
<p>① 区は、予防接種の実施主体として、区民からの接種に関する相談に応じます。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>② 区は、予防接種の実施主体として、接種の目的や意義、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、接種の時期・方法などを分かりやすく周知します。</p>	<p>みなと保健所 企画経営部 防災危機管理室</p>

コラム ～港区における新型コロナ対応の記録～

(1) 専管組織の設置

区は、令和3（2021）年1月18日、新型コロナウイルスワクチン接種という未曾有の課題に迅速に対応するため、新型コロナウイルスワクチン接種担当を新設しました。

本組織は、ワクチン接種の円滑かつ確実な実施を使命として、令和6（2024）年3月31日までの約3年2か月にわたり、区長、副区長をはじめ、みなと保健所、企画経営部、総務部等の関係部署を横断的に結集し、毎週の検討会議を重ねてきました。この間、区長は全ての検討事項に自ら直接関与し、先頭に立って判断と指示を行うなど、まさに陣頭指揮を執り続けました。

検討会議においては、ワクチンや接種会場、医療人材の確保に関する調整はもとより、接種券の早期配布に関する調整や接種を開始する年代の調整など細部に至るまで区長の強いリーダーシップの元で迅速に決定されました。

国や東京都、港区医師会をはじめとした医療機関等との綿密な調整、区民への迅速かつ的確な情報提供、集団接種・個別接種の両面にわたる接種体制の構築など、刻一刻と変化する状況に即応しながら、迅速かつ効果的な接種体制の確立を力強く推進しました。

(2) 電話相談窓口の開設

ア みなとワクチン安心相談ダイヤル （令和3（2021）年9月21日～）

新型コロナワクチン接種に関する副反応や接種間隔などの不安や疑問について看護師がアドバイスする相談ダイヤルを、令和3（2021）年9月21日に開設しました。

イ みなと子どもワクチン安心相談ダイヤル（令和4（2022）年9月30日～）

小児や乳幼児への接種について、成人への接種と異なる点や、接種前後で特に注意すべき点などについて看護師がアドバイスする相談ダイヤルを、令和4（2022）年9月30日に開設しました。

（3）集団接種の取組

集団接種会場は、区内の公共施設だけでなく、医療機関や民間施設を積極的に活用することで、区民が迅速に接種できる体制を整えました。

特に、港区スポーツセンターや愛育病院では、世代を限定した接種も実施しました。

- ・港区スポーツセンター
- ・生涯学習センター
- ・赤坂区民センター
- ・旧港区立勤労福祉会館
- ・増上寺
- ・東京アメリカンクラブ
- ・国際医療福祉大学東京赤坂キャンパス
- ・みなとパーク芝浦
- ・西麻布いきいきプラザ
- ・高輪区民センター
- ・旧富山県赤坂会館
- ・虎ノ門ヒルズフォーラム
- ・国際医療福祉大学三田病院
- ・東京慈恵会医科大学付属病院

ア 品川区との合同接種の実施

区民に新たな接種機会を確保するとともに、港区エリア全体の接種率向上をめざし、ワクチンと会場を港区が、医療人材等を品川区が提供し、港区スポーツセンターにおいて合同接種を実施しました。この合同接種において港区として初めての「予約なし接種」も実施しました。

イ 東京都、都内5区による合同接種の実施

都内の新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、東京都、都内3区（港区、文京区、新宿区）、読売新聞及び三井不動産が協定を締結し、東京ドームを会場として、合同で接種を実施しました。後に、板橋区と中野区が加わり接種を推進しました。

ウ 東京グランドホテルにおける在勤・在学者等を対象とした接種の実施

勤労世代や学生など、平日昼間に接種をすることが難しい方の利便性を向上させるため、東京グランドホテルを会場として、港区在勤・在学の方を対象に、夜間の接種を令和3（2021）年9月から実施しました。さらに、令和4（2022）年1月からは、全国の方を対象を広げ、誰でも接種可能な集団ワクチン接種を実施し、全国的な感染拡大防止に貢献しました。

① 週末ミッドナイト接種

令和3（2021）年9月17日～同年12月24日

毎週金曜日 午後7時～午前0時

新成人用特別予約枠も設けました。

② 火曜ナイトーエリア接種

令和3（2021）年10月19日～同年12月21日まで

毎週火曜日 午後7時～午後10時

③ 誰でもナイト接種（①の週末ミッドナイト接種から名称変更）

令和4（2022）年1月7日～同年2月25日まで

毎週火曜日 午後6時30分～午後9時30分

(4) 職域接種の取組

子どもや高齢者等と密接に関わる施設で勤務する職員を中心に早期のワクチン接種を促し、施設利用者や職員の安全・安心を確保するため、職域接種を実施しました。

ア みなと保健所会場

港区医師会、病院、救急隊員、訪問看護師、高齢者施設職員、
みなと保健所職員 等

イ 赤坂区民センター会場

芝歯科医師会、麻布赤坂歯科医師会、薬剤師会

ウ 東京グランドホテル会場

高齢者及び障害者施設職員、保育園職員、小・中学校職員、区役所職員等に対する接種を実施しました。

(5) 高齢者施設入所者への接種の実施

接種を希望する方が入所する区内の高齢者施設等を巡回し、接種を実施しました。

(6) 高齢者宅への巡回接種の実施

施設に入所していない区内在住の65歳以上で、集団接種会場への来場や医療機関での接種が困難な方を対象に、高齢者宅やデイサービスなど通所事業所で巡回接種を実施しました。

第8章 医療

第1節 準備期

〈目的〉

都は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、地域の医療資源（医療人材や病床等）には限界があることを踏まえつつ、平時から都予防計画及び都医療計画に基づき、都と医療機関等との間で医療措置協定等を締結することで、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制と通常医療の提供体制の確保を行います。また、区は平時から医療機関等を中心とした関係者を交えた訓練等の実施、港区感染症対策協議会等の活用を行うことで、有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、医療機関等が有事に適切に対応を行えるよう支援を行います。

1 基本的な医療提供体制	
<p>① 都が新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、施設や関係者を有機的に連携させることにより、区民等に対して必要な医療を提供するための体制を確保します。区は下記2の相談センターを開設する役割を担います。</p>	
<p>② 区は、有事において、患者の状態に応じた適切な感染症医療を提供できるよう、国が示す症状や重症化リスク等に応じた医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等への振り分けの基準に基づき患者を適切な治療先・療養先につなげる体制を整備します。</p> <p>なお、具体的には、個々の患者の状況や活用可能な資源等、感染状況や地域の実情等を踏まえ機動的な運用を行います。</p>	みなと保健所

<p>③ 上記の有事における医療提供体制の確保に向け、平時から準備を行うことで、感染症危機において感染症医療及び通常医療の提供体制を迅速に確保します。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>2 基本的な医療提供体制（相談センター）</p>	
<p>区は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に発生国・地域からの帰国者や有症状者等からの相談を受けて感染症指定医療機関等を案内する相談センターを整備します。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>3 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備</p>	
<p>① 都は、都予防計画及び都医療計画に基づき、医療提供体制の目標値を設定します。また、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結し、地域の医療機関等の役割分担を明確化することで、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を整備します。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>② 区は港区感染症対策協議会を通じて民間宿泊事業者等と平時から連携し、対応期において軽症者等を受け入れる場合の運営の方法等を事前に検討します。</p>	
<p>4 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等</p>	
<p>① 区や医療機関等は、新型インフルエンザ等への対応力を向上させ、有事における対応体制に円滑に移行できるようにするため、平時から有事に備えた訓練や研修を実施します。また、みなと地域感染制御協議会においては、区内医療機関と区が合同で訓練を行います。</p>	<p>みなと保健所 防災危機管理室</p>

<p>② 区は、本庁舎等の各部門において速やかに感染症有事体制に移行できるよう、感染症危機管理部局に限らず全庁的な訓練等を実施します。その際、本庁舎等の各部門が主体となり、みなと保健所や港区衛生試験所などの関係機関にも訓練の参加を働きかけ、連携体制の強化を図ります。</p>	
<p>③ 区は、訓練の機会を捉え、有事の際の速やかな初動体制を確立するため、例えば、平時から整備している連絡体制を確認する情報伝達訓練や、区としての対応を決定するために区長等が出席する区対策本部の設置訓練について、年1回を基本として全庁的に実施します。</p>	<p>防災危機管理室</p>
<p>5 区連携協議会等の活用</p>	
<p>区は、都が開催する連携協議会や港区感染症対策協議会等において関係機関と協議した結果を踏まえ、予防計画を更新します。</p>	<p>みなと保健所</p>

第2節 初動期

〈目的〉

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から区民の生命及び健康を保護するため、適切な医療提供体制を確保します。都は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前より、国等から得られた感染症に係る情報を踏まえ、必要な医療を提供する体制の確保を図り、地域の医療提供体制の確保状況を常に把握し、区は、国等から提供・共有された情報や要請を基に、都や医療機関等と連携し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備します。また、区内の医療機関や区民等に対して、感染したおそれのある方については感染症指定医療機関等を案内する相談センター等の相談先や、受診の手順等を分かりやすく示すなど、区民が円滑に適切な医療を受けられるよう、情報提供や方針提示を行います。

1 医療提供体制の確保等	
① 区は、国からの要請を受けて、対応期における発熱外来の迅速な稼働の前提となる検査体制を遅滞なく確立するため、港区衛生試験所における検査体制を都と連携して速やかに整備します。	みなと保健所
② 区は、都と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について区民等に周知します。	
2 相談センターの整備	
① 区は、国からの要請を受け、発生国・地域からの帰国者や有症状者等からの相談を受け付け、必要に応じて感染症指定医療機関等の受診につなげる相談センターを速やかに整備します。	みなと保健所
② 区は、国からの要請を受けて、症例定義に該当する有症状者等は、相談センターに相談するよう、区民等に周知を行います。	みなと保健所 企画経営部
③ 区は、有症状者等からの相談に対応する、相談センターを整備し、区民等への周知を行い、感染したおそれのある方について必要に応じて感染症指定医療機関等の受診につなげます。	
④ 区は、状況に応じて、相談対応や受診調整が円滑に実施されるよう、相談センターの対応人数や開設時間等を適宜調整します。 また、対象者以外からの電話に対応する窓口として、一般的な相談に対応するコールセンター等を別途設置するなど、相談センターの負担軽減を図ります。	みなと保健所

第3節 対応期

〈目的〉

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し区民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあります。健康被害を最小限にとどめ区民が安心して生活できるよう適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要があります。このため、区は、初動期に引き続き、国及び都等から提供・共有された新型インフルエンザ等に係る情報を基に、病原性や感染性等に応じて変化する地域の実情に応じて、都や医療機関等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行います。また、国及び都の対応に準じ、一部の医療機関や一部の地域の医療がひっ迫する場合等の準備期に整備する体制を超える感染拡大が発生するおそれのある場合にも機動的かつ柔軟に対応します。

1 新型インフルエンザ等に関する基本の対応	
<p>区は、民間搬送事業者等と連携して、患者及び症状が回復した方について、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等での移動手段を確保します。また、区民等に対し、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用について周知します。</p>	<p>みなと保健所 企画経営部</p>
2 時期に応じた医療提供体制の構築（流行初期）	
<協定に基づく医療提供体制の確保等>	
<p>区は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合には、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床を確保している流行初期医療確保措置協定締結医療機関へ移送します。入院の優先度や、入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応します。</p>	<p>みなと保健所</p>

3 時期に応じた医療提供体制の構築（流行初期）＜相談センターの強化＞	
① 区は、国からの要請を受けて、帰国者、接触者、有症状者等からの相談（受診先となる発熱外来の案内を含む）に対応する相談センターの機能強化を図ります。	みなと保健所
② 区は、国からの要請を受けて、症例定義に該当する有症状者が相談センターを通じて発熱外来を受診するよう、区民等に周知を行います。	みなと保健所
③ 区は、有症状者等からの相談に対応する、相談センターを強化し、区民等への周知を行い、感染したおそれのある方について、速やかに発熱外来の受診につなげます。	企画経営部
4 時期に応じた医療提供体制の構築（流行初期以降） ＜協定に基づく医療提供体制の確保等＞	
① 区は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合には、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床を確保している協定締結医療機関へ移送します。入院の優先度や入院先医療機関の判断においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応します。	みなと保健所
② 区は、自宅療養や宿泊療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等による健康観察を行う体制を確保します。	
5 時期に応じた医療提供体制の構築（流行初期以降）＜相談センターの強化＞	
区は、これまで実施してきた相談センターの強化や区民への周知などの取組を継続して実施します。	みなと保健所 企画経営部

第9章 治療薬・治療法

第1節 準備期

〈目的〉

新型インフルエンザ等の発生時には、健康被害や地域経済活動への影響を最小限にとどめるため、医療の提供が不可欠です。国や都と緊密な情報共有体制を確保しながら、最新の科学的知見に基づく有効な治療薬及び治療法の情報を速やかに医療機関等に提供し、医療機関等がこれらを早期に活用できるよう体制を平時から整備します。

1 治療薬・治療法の研究開発の推進（基礎研究及び臨床研究等の人材育成）	
大学等の研究機関と連携し治療薬・治療法の研究開発の担い手を確保するため、区は、大学等の研究機関と連携します。また、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域において育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて活用を検討することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における臨床研究等の実施体制の強化を支援します。	みなと保健所

第2節 初動期

〈目的〉

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、準備期に構築した体制を活用し、医療機関等に、治療薬や治療法に関する最新の知見を情報提供し、治療薬の適切な供給・使用がなされるよう関係機関との調整を行います。

1 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）	
区は、国と連携し、医療機関と協力しながら、新型インフルエンザ患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者・救急隊員等のうち、十分な防御措置を講じずにばく露した方に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応について指導を行います。また、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等への移送について、必要に応じて協力します。	みなと保健所

第10章 検査

第1節 準備期

〈目的〉

検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、診断から治療への迅速な移行、そして流行実態の把握です。国は病原体の検出手法や検体採取基準を速やかに定め、都は国の定めた基準を踏まえて迅速かつ的確な診断体制を構築し、流行規模に応じて精度の担保された検査体制を拡大させることが求められ、関係者間の連携体制を構築しておくことが重要です。また、検査物資や人材、採取・輸送体制の確保等を含め、必要な検査体制を維持し、J I H Sや地方衛生研究所、医療機関、研究機関、民間検査機関などと協力し、体制構築に向けた準備を進めます。

1 検査体制の整備	
① 区は、有事において検査を円滑に実施するため、検体採取容器や検体採取器具、検査用試薬などの検査物資の備蓄・確保を進めます。また、医療機関等において検体の採取のみが行われた場合でも、検査実施機関へ迅速に検体を搬送できるよう、準備期から体制の整備に努めます。	みなと保健所 衛生試験所
② 区は、予防計画に基づき、港区衛生試験所における検査体制の充実・強化に関する検査実施能力の確保状況を把握し、毎年度その内容を国に報告します。また、港区衛生試験所から検査体制の整備に関する相談があった場合は、適切に対応します。	

2 訓練等による検査体制の維持及び強化	
<p>① 区は、予防計画に基づき、港区衛生試験所における検査体制の充実・強化に関する検査実施能力の確保状況等について、有事に速やかに把握できるよう、訓練等を通じて定期的に確認を行います。みなと保健所は、訓練等を活用し、国及び都と協力して、検査体制の維持に努めます。</p>	
<p>② 区は、港区衛生試験所において、平時から、検査試薬等の備蓄や検査機器の稼働状況の確認、検体の搬送を含む訓練を実施します。</p> <p>新型インフルエンザ等の発生初期に発熱外来が設置されていない状況においては、感染が疑われる方から相談センターへの相談内容を基に、当該者に対して適切に検査を実施する必要があることから、こうした状況を想定した動線確認の訓練を行います。</p>	<p>みなと保健所 衛生試験所</p>
<p>③ 区は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、平時から体制構築を図るため、検査機器の整備、試薬の確保、検査部門の人員確保、J I H Sや港区衛生試験所のネットワークを活用した専門的人材の育成などを計画的に進めます。あわせて、集団感染が発生した場合等に対応可能な検査法の構築や訓練の実施を通じて、病原体検査体制の強化や人材育成にも取り組みます。</p>	
<p>④ 区は、有事において、速やかに体制を移行するため、感染症危機管理部局に限らない部署横断的な研修・訓練を行います。その際、関係する多数の機関に対して訓練の参加を促進し、都や区が主体となった連携訓練を行います。</p>	<p>防災危機管理室</p>
<p>⑤ 区は、みなと保健所が実施する訓練を通じて、本部機能の立上げから検査終了までの一連の流れや、検体搬送体制の整備状況を把握するとともに、各担当の連絡窓口等の確認を行います。</p>	<p>みなと保健所 衛生試験所</p>

<p>⑥ 区は、感染症のまん延に備え、感染症法に基づく都連携協議会等を活用し、平時から管内の関係機関等との意見交換や必要な調整を通じて、連携の強化を図ります。また、検査体制や方針等について関係機関と協議した結果を踏まえ、予防計画の策定・変更を行います。</p>	<p>みなと保健所 衛生試験所</p>
<p>⑦ みなと保健所及び港区衛生試験所は、都や区の検査関係機関等と協力し、有事の際に、検体や病原体の搬送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認します。</p>	
<p>⑧ みなと保健所が策定する健康危機対処計画には、有事における所内の組織・人員体制、検査実施体制（検査機器の整備、検査試薬の備蓄、検体搬送の仕組み等）、関係機関との役割分担及び連携、研修・訓練の実施方針等について記載します。</p>	
<p>⑨ 港区衛生試験所は、健康危機対処計画で定めた内容に基づき、感染症有事に想定される所内の人員を対象として定期的な研修・訓練等を実施します。</p>	
<p>3 検査実施状況等の把握体制の確保</p>	
<p>区は、管内の検査等措置協定締結機関に対して、検査実施機関名、検査実施可能数、検査実施数や検査結果（陽性数等）に関する情報を効率的に収集し、管内の状況把握に努めます。また、厚生労働省が整備する仕組みを活用し、電磁的な方法により情報の収集・報告を行います。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>4 研究開発支援策の実施等（研究開発体制の構築）</p>	
<p>区は、厚生労働省が主導する検査法の研究開発に関して、管内の感染症指定医療機関や感染症の診療を行う医療機関等のうち、治験体制の整備が可能な医療機関に対して治験への参加を呼びかけるなど、臨床研究の実施に積極的に協力します。</p>	<p>みなと保健所</p>

5 研究開発支援策の実施等（検査関係機関等との連携）	
区は、国及びJ I H Sが主導する検査診断技術の研究開発に関して、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力します。	みなと保健所

第2節 初動期

〈目的〉

新型インフルエンザ等の発生時において、区は、国や都等と緊密に情報共有を図りながら迅速に検査方法を確立し、区における検査体制を整備します。区内での新型インフルエンザ等の発生時に、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめます。

1 検査体制の整備	
区は、国からの要請を受け、予防計画に基づき、流行初期における目標検査実施数を迅速に確保できるよう、港区衛生試験所における検査体制の充実・強化に関する検査実施能力の確保状況を確認し、速やかに検査体制を立ち上げます。また、検査実施能力の確保状況については、定期的に国へ報告します。	みなと保健所 衛生試験所
2 区内における核酸検出検査（PCR検査等）の汎用性の高い検査手法の確立と普及（検体や病原体の入手及び検査方法の確立）	
港区衛生試験所は、検査等措置協定締結機関等に対し、検査マニュアルや入手したPCRプライマー等を基に、PCRプライマー及び試薬等に関する病原体検査情報を提供します。	みなと保健所 衛生試験所

3 区内における核酸検出検査（PCR検査等）の汎用性の高い検査手法の確立と普及（検査体制の立上げと維持）	
① 区は、新型インフルエンザ等の発生初期に発熱外来が設置されていない状況において、感染が疑われる方から相談センターへの相談内容を基に、当該者に対して適切に検査を実施する必要があることから、当該状況における動線を踏まえた検査体制の構築を行います。	みなと保健所 衛生試験所
② 区は、国の支援や、港区で確保したPCR検査機器等を活用した検査体制を構築するとともに、検査等措置協定締結機関と協力し、初動期における検査需要に対応可能な検査実施能力を順次確保します。	
③ 区は、検査等措置協定機関を含む検査実施機関の検査実施能力を把握するとともに、民間検査機関や医療機関に対してPCR検査機器等の整備が確保できるよう支援を行い、検査実施能力の強化を図ります。これにより、感染拡大時の検査需要に対応できる体制の整備に努めます。	
4 区内における核酸検出検査（PCR検査等）の汎用性の高い検査手法の確立と普及（検査方法の精度管理、妥当性の評価）	
① 区は、病原体の適正な管理や検査の精度管理の推進を通じて、病原体検査の信頼性の確保に努めます。	みなと保健所 衛生試験所
② 港区衛生試験所は、検査実施機関等の検査能力及び精度管理の向上に向け、これらの機関に対し情報提供を行うとともに、技術的な助言を行います。	
5 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及	
区は、国及びJ I H Sが主導する検査診断技術の研究開発に関し、管内の感染症診療を担う医療機関等を通じて実施される臨床研究に、積極的に協力します。	みなと保健所 衛生試験所

第3節 対応期

〈目的〉

初動期に引き続き、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめます。また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴を踏まえつつ、地域経済活動の回復や維持を図ることについても検査の目的として取り組みます。

1 検査体制	
① 区は、予防計画に基づき、港区衛生試験所における検査体制の充実・強化に関連する検査実施能力の確保状況を確認し、定期的に国へ報告します。	みなと保健所
② 区は、管内の検査需要に対応する能力を向上させるため、検査等措置協定を締結していない民間検査機関や医療機関にも協力を要請し、検査需要に対応可能な検査体制を構築します。	衛生試験所
2 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及	
区は、国及びJ I H Sが主導する検査診断技術の研究開発に関し、管内で感染症の診療を担う医療機関等を通じて実施される臨床研究に、積極的に協力します。	みなと保健所 衛生試験所
3 診断薬・検査機器等の調達・供給に係る調整	
区は、厚生労働省が緊急承認や特例承認等により活用可能とした診断薬・検査機器等について、関係者へ周知を行い、円滑に活用できるよう体制を整備します。	みなと保健所 衛生試験所

4 リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し	
<p>区は、国民生活・国民経済との両立を目的とした検査の利活用について、厚生労働省が示す検査実施の方針を参考にしながら、地域における検査キャパシティの状況や、当該検査に対する地域の実施ニーズ等を考慮し、実施の判断を行います。</p>	<p>みなと保健所 衛生試験所</p>

コラム ～港区における新型コロナ対応の記録～

(1) 新型コロナウイルス感染症疑い患者への対応強化策

ア 民間検査機関を活用したPCR検査

安全・安心かつ迅速に検査結果が判明できるよう、民間検査機関を活用して、検査体制を強化しました。

イ 港区医師会との連携によるPCR検査のための検体採取体制強化

施設での集団感染発生時等に、港区医師会からの医師派遣を要請し、検体採取体制を強化しました。

ウ 港区衛生試験所でのPCR検査

緊急性が高いケースでは、最短で当日に検査結果が出る港区衛生試験所でのPCR検査を活用しました。

(2) 高齢者施設等におけるPCR検査支援事業

区内の高齢者福祉施設等の職員や入所者、利用者が受けたPCR検査の費用を助成しました（回数及び金額の上限なし、全額助成）。

第11章 保健

第1節 準備期

〈目的〉

感染症有事には、保健所は地域の情報収集・分析を実施し、地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在となります。保健所は、関係機関等による感染症対策の支援、医療機関や医師会等関係団体との連絡調整等、感染症の発生予防等のための事前対応型の取組を推進します。また、東京都健康安全研究センター等は地域の情報収集・分析等における科学的かつ技術的な役割を担う点で、感染症危機時の中核となる存在です。

区及び都は、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築します。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事に保健所や東京都健康安全研究センター等がその機能を発揮できるようにします。その際、区における役割分担や業務量が急増した際の連携と応援や受援の体制、都との役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接な連携ができるようにします。

また、区は収集・分析した感染症に係る情報を関係者や区民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤づくりを行います。

1 人材の確保	
① 区は、流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定されるみなと保健所の業務量に対応するため、本庁舎等の各部門からの応援職員、I H E A T要員、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保します。	みなと保健所 防災危機管理室 総務部
② 区は、有事の際に必要な検査体制へ速やかに移行できるよう、港区衛生試験所において、計画的な人員の確保及び配置を行います。人員の配置に当たっては、検査を実施する技術職員に加え、技術職員を支援する補助職員や、情報収集・解析を担う情報系専門人材等も含めて検討します。	みなと保健所 衛生試験所 総務部
2 人材の確保（外部の専門職（I H E A T等）等の活用）	
① 区は、I H E A Tの運用の主体としてI H E A T要員の確保、名簿管理、研修を行います。	みなと保健所
② 外部人材の活用に当たり有事に即座に対応できるよう、区は平時から人員や財源の確保、マニュアルの整備等を行います。	みなと保健所 企画経営部 総務部
③ 区は、有事の際に港区衛生試験所の人員を確保するため、区職員による応援に加え、民間検査機関等との協定締結による応援派遣についても検討します。	みなと保健所 衛生試験所
④ みなと保健所は、健康危機発生時に速やかにI H E A T要員等外部人材の支援を受けることができるよう、外部人材の受入体制を整備します。また、区は平時からI H E A T要員の確保に取り組み、I H E A T要員に対する研修・訓練について、国や都等と連携して取り組みます。	みなと保健所 防災危機管理室

3 人材の確保（受援体制の整備）	
<p>みなと保健所及び港区衛生試験所は、感染症有事体制を構成する人員のリストや有事対応の組織図を作成し、定期的に点検・更新を行うなど、受援体制の整備を進めます。</p>	<p>みなと保健所 衛生試験所</p>
4 業務継続計画を含む体制の整備	
<p>① 区は、国からの要請を受けて、予防計画に定めるみなと保健所の感染症有事体制（流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員の確保数及びI H E A T要員の確保数）の状況を、毎年度確認します。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>② 区は、業務継続計画の策定に当たって、有事におけるみなと保健所及び港区衛生試験所の業務を整理するとともに、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制へ移行できるよう、平時からI C Tの活用や外部委託の導入等により業務の効率化を図ります。加えて、業務継続計画の策定に際して行う業務の優先度の整理については、各業務の縮小・延期・停止が区民生活や安全確保に与える影響や、縮小・延期・停止によって法令違反となる可能性の有無等を踏まえて実施します。</p>	<p>みなと保健所 衛生試験所 防災危機管理室</p>
5 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築（研修・訓練等の実施）	
<p>① 区は、国からの要請を受けて、みなと保健所の感染症有事体制を構成する人員（I H E A T要員を含む）に対し、年1回以上の研修・訓練を実施します。また、国や都が実施する研修をI H E A T要員に周知し、受講を促します。</p>	<p>みなと保健所</p>

<p>② 区は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や都の研修等を積極的に活用しつつ、みなと保健所や港区衛生試験所等職員の人材育成に努めます。また、みなと保健所や港区衛生試験所等を含め、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施します。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>6 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築（研修・訓練等の実施） ＜みなと保健所や港区衛生試験所等の感染症有事体制の構成人員に対する研修・訓練＞</p>	
<p>区は、みなと保健所の感染症有事体制を構成する人員（みなと保健所職員、本庁舎等の各部門からの応援職員、I H E A T 要員、他の区市町村からの応援派遣等）が必要な研修を受講できるよう、予防計画に研修・訓練の回数を定め、本庁舎等の各部門やみなと保健所において研修・訓練（特に実践型訓練）を実施します。また、港区衛生試験所においても、円滑に有事体制に移行し検査を実施できるよう、定期的に訓練を実施します。</p> <p>実践型訓練においては、本部機能の立ち上げから検査終了までの一連の流れを通し、本庁舎等の各部門やみなと保健所、関係機関と連携しながら実施し、検体搬送の体制、各担当の連絡窓口等の確認を行います。</p> <p>区は、東京都健康安全研究センターにおいて実施している実地疫学調査研修、及び国立保健医療科学院やJ I H S等で実施される感染症対策・感染症検査等に関する研修会や実地疫学専門家養成コース(F E T P)等に、みなと保健所及び港区衛生試験所の職員等を積極的に派遣するとともに、感染症に関する研修等を開催すること等により研修の充実を図ります。さらに、これらにより感染症に関する知識を習得した職員を港区衛生試験所やみなと保健所等において活用等を行います。</p>	<p>みなと保健所 衛生試験所 防災危機管理室 総務部</p>

7 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築（研修・訓練等の実施）	
＜みなと保健所の感染症有事体制の構成人員である I H E A T 要員に対する研修・訓練＞	
<p>区は、I H E A T 要員に対し、実践的な訓練を含む研修を、少なくとも年1回受講させます。また、区が実施する研修を受講した I H E A T 要員に対し、国が実施する感染症の高度な研修等への受講を促します。</p>	<p>みなと保健所</p>
8 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築（研修・訓練等の実施）	
<p>① 区は、みなと保健所や港区衛生試験所に加え、本庁舎等の各部門においても速やかに感染症有事体制へ移行できるよう、みなと保健所に限らない全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図ります。</p>	<p>みなと保健所 衛生試験所 防災危機管理室</p>
<p>② 区は、訓練の機会を捉え、有事の際の速やかな初動体制を確立するため、例えば、平時から整備している連絡体制を確認する情報伝達訓練や、区としての対応を決定するために区長等が出席する対策本部設置訓練について、年1回を基本として全庁的に実施します。</p>	<p>防災危機管理室</p>

9 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築（研修・訓練等の実施）

<多様な主体との連携体制の構築>

区は、新型インフルエンザ等の発生に備え、東京都感染症対策連携協議会等を活用し、平時からみなと保健所や港区衛生試験所に加え、他の区市町村、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化します。

東京都感染症対策連携協議会等においては、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について協議します。区は、その結果を踏まえ予防計画を更新します。なお、予防計画を更新する際には、区が作成する行動計画、都が作成する医療計画及び予防計画、並びに「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」に基づきみなと保健所及び港区衛生試験所が作成する健康危機管理マニュアルと整合性の確保を図ります。

また、有事に、感染症の特徴や、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、区は、他の区市町村や協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築します。

みなと保健所
衛生試験所
防災危機管理室

10 みなと保健所及び港区衛生試験所等の体制整備	
<p>① 区は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築します。また、みなと保健所や港区衛生試験所における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講じます。さらに、外部委託等を活用しつつ健康観察を実施できるような体制を整備します。</p>	<p>みなと保健所 衛生試験所 総務部</p>
<p>② 新型インフルエンザ等流行時においては、膨大な量の業務が発生することをあらかじめ想定し、応援職員等の担当する業務を整理してマニュアルを整備するとともに、必要な執務スペースや什器等の確保などの準備に取り組みます。</p>	
<p>③ 区は、予防計画において、みなと保健所及び港区衛生試験所の体制整備に関する事項として、病原体等の検査の実施体制や検査能力の向上に関する事項、感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項、感染症の予防に関するみなと保健所の体制の確保に関する事項等を記載します。また、数値目標として検査の実施件数（実施能力）、検査設備の整備数、みなと保健所職員等の研修・訓練回数、みなと保健所の感染症対応業務を担う人員の確保数、即応可能なIHEAT要員の確保数（IHEAT研修受講者数）を記載します。</p>	

<p>④ みなと保健所は、平時から新型インフルエンザ等の発生や感染症のまん延に備え、計画的に準備を進めるため、健康危機対処計画を策定します。その上で、想定される業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、ICTの活用による業務の効率化、地域の専門職能団体や大学等の教育機関等の関係機関との連携強化に取り組みます。また、訓練結果の評価を踏まえて健康危機対処計画の見直しを行うとともに、みなと保健所の感染症有事体制を構成する人員について、平時から対象人員のリストを作成し、定期的に点検・更新を行います。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>⑤ みなと保健所は、健康危機対処計画を策定し、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査や研究の充実、J I H S等の関係機関との連携体制の構築、休日・夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図ります。</p>	
<p>⑥ 港区衛生試験所は、迅速な検査及び疫学調査の機能を維持・強化するため、国がJ I H Sと連携して実施する訓練等に参加します。また、平時における訓練等を活用し、国や都と協力して、検査体制の維持に努めます。</p>	<p>みなと保健所 衛生試験所</p>
<p>⑦ みなと保健所及び港区衛生試験所は、平時から都及び区の関係機関と連携し、有事の際に検体の輸送が円滑に実施できるよう、研修や訓練を通じて体制の確認を行います。</p>	
<p>⑧ 国、J I H S、都及び区は、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナ等の流行状況（病原体ゲノムサーベイランスを含む）を迅速に把握できる体制を整備します。</p>	

<p>⑨ 国、都及び区は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等を活用し、協定締結医療機関における協定の準備状況（病床の確保、発熱外来等の措置内容の確認、研修・訓練の実施状況、各種物資の備蓄状況等）を把握します。</p> <hr/> <p>⑩ 国、都及び区は、感染症法又は家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく獣医師からの届出や、野鳥等に対する調査等に基づき、国内や地域における鳥インフルエンザの発生状況等を把握します。また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる区民に関する情報がみなと保健所に提供・共有された場合には、関係機関が相互に情報提供・共有を行う体制を整備します。</p> <hr/> <p>⑪ 都及び区は、国及びJ I H Sが主導する、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発に対して、協力します。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>11 DXの推進</p>	
<p>① 区は、感染症サーベイランスシステムを活用して感染者数を把握するとともに、健康観察（本人からの報告及びみなと保健所・医療機関等が健康状態を確認するための自動架電を含む）を実施します。</p> <hr/> <p>② 区は、医師会等の協力を得ながら、医療機関に保健所への感染症の届出の必要性や電磁的方法による届出が可能である旨等を周知し、感染症の診断を行った医師が速やかに届け出るよう働き掛けを行います。</p>	<p>みなと保健所</p>

12 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション	
<p>① 区は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、区民に対して情報提供・共有を行います。また、区民への情報提供・共有方法や、区民向けのコールセンター等の設置を始めとした相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討し、有事に速やかに区民への感染症情報の提供・共有体制を構築できるようにします。</p>	<p>みなと保健所 企画経営部</p>
<p>② 区は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である区民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、区民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす方法等を整理します。</p>	
<p>③ 区は、感染症は誰もが感染する可能性があるものであり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見や差別は許されるものではなく、法的責任を問われる可能性があること、また、こうした偏見や差別が患者の受診控えを招き、感染症対策の妨げとなること等について、区民への啓発を行います。</p>	<p>みなと保健所 企画経営部 総務部</p>
<p>④ 区は、高齢者、子ども、日本語に不慣れな方、視覚や聴覚等が不自由な方等、情報共有に当たって配慮が必要な人に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮します。</p>	<p>各地区総合支所 産業・地域振興支援部 保健福祉支援部 みなと保健所 子ども家庭支援部 企画経営部 総務部 教育委員会事務局 学校教育部</p>

<p>⑤ みなと保健所は、港区衛生試験所と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症情報の発信拠点として、感染症に関する情報共有や相談対応等のリスクコミュニケーションを実施します。</p>	<p>みなと保健所 衛生試験所</p>
<p>⑥ みなと保健所に寄せられる区民の相談等は、感染症危機の発生を感知する契機となることも少なくないことから、平時から区民の相談に幅広く応じ、情報の感知機能を高めます。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>⑦ みなと保健所及び港区衛生試験所は、区民が感染症に関して正しい認識を持てるよう、情報提供を行います。また、感染症発生時における広報体制について、事前に区の関係部署と役割を整理します。</p>	<p>みなと保健所 衛生試験所 企画経営部</p>
<p>⑧ 区は、病院、診療所、老人福祉施設等において感染症が発生し又はまん延しないよう、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報をこれらの施設の開設者や管理者に適切に提供します。また、施設内感染に関する情報・研究の成果及び、講習会・研修に関する情報を、港区医師会やみなと地域感染制御協議会等の関係団体等の協力を得つつ、病院、診療所、老人福祉施設等の現場の関係者に普及し、活用を促していきます。</p>	<p>保健福祉支援部 みなと保健所</p>

第2節 初動期

〈目的〉

初動期は、区民が不安を感じ始める時期であり、この段階から迅速に準備を進めることが重要です。区が定める予防計画、並びに健康危機管理マニュアルに基づき、有事体制への移行準備を進め、感染症法で定める新型インフルエンザ等感染症に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにします。また、区民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減します。

1 有事体制への移行準備	
<p>① 区は、国からの要請や助言を受けて、予防計画に基づくみなど保健所の感染症有事体制（流行開始から1か月間に想定される業務量に対応する人員確保数やI H E A T要員の確保数）及び港区衛生試験所の有事の検査体制への移行準備状況を、適時適切に把握します。また、必要に応じて、公表後に備えた以下の（ア）から（オ）までの対応に係る準備を行います。</p> <p style="margin-left: 40px;">（ア）医師の届出等により患者を把握した場合の患者への対応（入院勧告・措置や積極的疫学調査等）及び患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）</p> <p style="margin-left: 40px;">（イ）積極的疫学調査等による集団感染（クラスター）の発生状況の把握</p> <p style="margin-left: 40px;">（ウ）I H E A T要員に対する、区域内の地域保健対策に係る業務への従事要請</p> <p style="margin-left: 40px;">（エ）感染拡大時における業務の一元化や外部委託等による</p>	<p>みなど保健所 衛生試験所</p>

<p>みなと保健所の業務効率化</p> <p>(オ) 港区衛生試験所、医療機関、検査等措置協定を締結している民間検査機関等の検査体制の迅速な整備</p>	
<p>② 区は、国からの要請や助言を踏まえ、予防計画に基づき、みなと保健所における感染症有事体制及び港区衛生試験所における有事の検査体制への移行準備状況を、適時適切に把握し、速やかに検査体制を立ち上げます。また、本庁舎等の各部門からの応援職員の派遣、都への応援派遣要請、I H E A T要員に対する応援要請等を含めた交替要員の確保に向けて必要な準備を進めます。</p>	<p>みなと保健所 衛生試験所 総務部</p>
<p>③ みなと保健所は、健康危機管理マニュアルに基づき、都及び区の本庁舎等の各部門と連携し、感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備を進めるとともに、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえ、必要な物資・資機材の調達準備を行うなど、感染症有事体制への円滑な移行に向けた対応を進めます。あわせて、J I H S等と連携し、感染症に関する情報収集に努めます。</p>	<p>みなと保健所 衛生試験所 防災危機管理室 総務部</p>
<p>④ 区は、J I H Sによる港区衛生試験所への技術的支援等も活用し、都が検査等措置協定を締結している民間検査機関や、以下2に記載する相談センターとの連携も含め、早期の検査体制の構築に努めます。</p>	<p>みなと保健所 衛生試験所</p>
<p>⑤ 区は、国及びJ I H Sが主導する、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発に対して協力します。</p>	

<p>⑥ 区は、発生国等又はその一部地域からの入国者に対する健康監視を実施する可能性があることも踏まえて、感染症有事体制への移行準備を行います。</p>	
<p>⑦ 区は、国内外での発生状況を考慮しつつ、急速に広範囲で感染が確認されることも想定して、感染症有事体制への移行準備を行います。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>⑧ 区は、有事体制への移行準備を進めるため、準備期において確認した以下の項目について、改めて確認を行います。</p> <p>(確認項目の例)</p> <p>(ア) 業務継続計画の内容及び当該計画に記載されている有事において縮小・延期を検討する業務</p> <p>(イ) 都連携協議会等において協議・整理された以下の項目</p> <p>a 入院調整の方法</p> <p>b みなと保健所の体制</p> <p>c 検査体制・方針</p> <p>d 搬送・移送・救急体制</p> <p>(ウ) 各業務（相談対応・検査等）の実施体制の構築手順（業務の一元化や外部委託の手順を含む）</p>	<p>みなと保健所 衛生試験所 防災危機管理室</p>
<p>2 区民への情報提供・共有の開始</p>	
<p>① 区は、国の要請に基づき相談センターを整備し、発生国・地域からの帰国者や有症状者等に対して、必要に応じて、感染症指定医療機関等への受診につながるよう、適時に周知を行います。</p>	<p>みなと保健所</p>

<p>② 区は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の区民への周知、Q&Aの公表、区民向けのコールセンター等の設置等を通じて、区民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを取り、リスク情報とその見方や対策の意義を共有します。</p>	<p>みなと保健所 企画経営部</p>
<p>3 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で感染が確認された場合の対応</p>	
<p>① 区は、国から通知があった際には、速やかに区内の医療機関に対し、暫定症例定義に該当する患者を診察した場合には疑似症の届出を行うよう通知します。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>② 区は、区内の医療機関からの疑似症の届出により、疑似症患者を把握した際には、直ちに国へ報告するとともに、当該医療機関に対して検体の提出を要請するか、みなと保健所等における検体採取により、検体を確保します。</p>	
<p>③ 区は、疑似症の届出に関する報告を行った際、厚生労働省から検体提出の要請があった場合には、その要請に応じて検体を送付します。</p>	
<p>④ 区は、疑似症患者を把握した場合には、厚生労働省及び都と連携し、J I H Sが示す指針等に基づき、当該患者に対して積極的疫学調査を実施します。また、感染が確認された場合の区民への情報提供・共有やリスクコミュニケーションにおいても、厚生労働省及び都と連携して、対応を行うとともに、区民等からのニーズ、リスクの認知とまん延防止への寄与、個人が特定されること のリスク等を総合的に勘案し、個人情報やプライバシーの保護に十分配慮して対応します。</p>	<p>みなと保健所 企画経営部</p>

第3節 対応期

〈目的〉

新型インフルエンザ等の発生時に、区が定める予防計画並びに健康危機管理マニュアルや準備期に整理した医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、保健所が求められる業務に必要な体制を確保して、それぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで区民の生命及び健康を保護します。その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにします。

1 有事体制への移行	
① 区は、本庁舎等の各部門からの応援職員の派遣、都に対する応援派遣要請、I H E A T 要員に対する応援要請等を、遅滞なく行い、みなと保健所の感染症有事体制を確立するとともに、港区衛生試験所の検査体制を速やかに立ち上げます。	みなと保健所 衛生試験所 防災危機管理室 総務部
② 区は、I H E A T 要員への支援の要請については、I H E A T 運用支援システム（I H E A T . J P）を用いて行い、要請の際には、I H E A T 要員に対し、支援が必要な期間、活動場所及び業務内容等を提示します。また、I H E A T 要員へ支援の要請を行う際に、I H E A T 要員の本業の雇用主等に対し要請に必要な調整を行います。	みなと保健所
③ 区は、国及びJ I H S が主導する、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について協力します。	みなと保健所 衛生試験所

2 主な対応業務の実施	
都及び区は、予防計画、健康危機対処計画、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、都、港区医師会、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、以下3から7に記載する感染症対応業務を実施します。	みなと保健所 衛生試験所 防災危機管理室 総務部
3 相談対応	
① 区は、有症状者等からの相談に対応する、相談センターを強化し、感染のおそれがある人について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスクを踏まえ、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげます。	みなと保健所
② 区は、症例定義に該当する有症状者は、まず相談センターに電話により問い合わせること等を区ホームページやSNS等を活用し、区民等に広く周知します。	みなと保健所 企画経営部
4 検査・サーベイランス	
① 区は、地域の実情に応じて、感染症対策上の必要性、港区衛生試験所及び検査等措置協定を締結している機関等における検査体制等を踏まえ、検査の実施範囲を判断します。	みなと保健所 衛生試験所
② 港区衛生試験所は、検査等措置協定を締結している民間検査機関等を含めた検査体制が十分に拡充されるまでの間、必要な検査を実施します。また、みなと保健所はJ I H Sとの連携や、港区衛生試験所のネットワークを活用し、国内における新型インフルエンザ等に関する知見の収集、J I H Sへの地域の感染状況等の情報提供・共有、地域における変異株の状況の分析、都及び区の本庁舎等の各部門への情報提供・共有、さらに検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査に対する技術支援や精度管理等を通じて、地域におけるサーベイランス機能を発揮します。	

<p>③ 区は、流行初期（新型インフルエンザ等感染症に係る発生等の公表後、おおむね1か月まで）において、以下（ア）から（ウ）に記載する対応により、検査体制の立ち上げを行います。</p> <p>（ア）区は、国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえるとともに、予防計画に基づき検査体制を拡充するため、港区衛生試験所や検査等措置協定を締結している機関等における検査実施可能数、検査実施数等の状況を把握します。</p> <p>（イ）区は、区内の検査需要への対応能力を向上させるため、検査等措置協定を締結していない民間検査機関や医療機関に対して協力を要請し、検査需要に対応可能な検査体制を構築します。</p> <p>（ウ）区は、流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症に係る発生等の公表後、おおむね1か月以降）において、安定的な検査・サーベイランス機能の確保のため、病原体の特徴や性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、みなと保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて検査体制を見直します。</p>	<p>みなと保健所 衛生試験所</p>
<p>5 積極的疫学検査</p>	
<p>① 区は、感染源の推定（後ろ向き積極的疫学調査）や濃厚接触者等の特定（前向き積極的疫学調査）を行うため、みなと保健所等において、感染者又は感染者が属する集団に対し、J I H S が示す指針等に基づき、積極的疫学調査を実施します。</p>	<p>みなと保健所</p>

<p>② 区は、みなと保健所等において積極的疫学調査を通じて集団感染（クラスター）への対策を実施するに当たり、必要に応じて、都の実地疫学調査チーム等への派遣や相談及びJ I H Sに対し、実地疫学の専門家等の派遣を要請します。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>③ 区は、流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後、おおむね1か月以降。以下本章において同じ）においては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、みなと保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直します。</p>	
<p>6 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送</p>	
<p>① 区は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握した場合には、医師が判断した当該患者等の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク、医療機関等情報支援システム（G-M I S）等により把握した協定締結医療機関の確保病床数、稼働状況及び病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を踏まえ、速やかに療養先を判断し、入院勧告や措置を行い、入院、自宅療養、宿泊療養の調整を行います。</p> <p>なお、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかでない場合には、区は、得られた知見を踏まえた対応について、必要に応じて国及びJ I H Sへ協議・相談を行い、その結果を踏まえて対応します。</p> <p>入院の優先度や入院先医療機関の判断等に当たっては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応します。</p>	<p>みなと保健所</p>

<p>② 入院先医療機関への移送に際しては、準備期において、都が事前に協議した内容等に基づき、区は、関係機関（民間救急事業者等）による移送の協力を依頼します。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>7 健康観察及び生活支援</p>	
<p>① 区は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を総合的に勘案した上で、当該患者等に対し、自宅や宿泊療養施設での療養への協力を求める場合には、当該患者等及びその濃厚接触者に対して、外出自粛の要請や就業制限を行うとともに、外部委託等を活用しながら定められた期間の健康観察を実施します。</p>	
<p>② 区は、必要に応じて、食事の提供など、当該患者及びその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスを提供するとともに、パルスオキシメーター等の物品の支給に努めます。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>③ 区は、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者に対する健康観察については、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能等DXを活用することにより、みなと保健所の業務の効率化・負荷軽減を図ります。</p>	
<p>④ 区は、新型インフルエンザ等患者に対する健康観察を、感染症サーベイランスシステムを活用して実施する場合、症状が急変した際に速やかに医療機関で受診できるよう、あらかじめ当該患者に体調悪化時の連絡先等を伝えておきます。</p>	

<p>⑤ 区は、新型インフルエンザ等患者の症状の程度、地域の感染状況、病床使用率等を総合的に勘案し、やむを得ず自宅での療養を求めることとした場合には、感染症サーベイランスシステムを活用した健康観察に加え、架電等を通じて直接健康状態を確認できる体制を整えます。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>8 健康監視</p>	
<p>区は、検疫所から通知があった場合には、みなと保健所が、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して、健康監視を実施します。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>9 情報提供・共有、リスクコミュニケーション</p>	
<p>① 区は、感染が拡大する時期に、新型インフルエンザ等に関する情報や、発生時にとるべき行動等対策について、区民等の理解を深めるため、分かりやすく情報提供・共有を行います。</p>	<p>みなと保健所 企画経営部</p>
<p>② 区は、高齢者、子ども、日本語に不慣れな方視覚や聴覚等が不自由な方等、情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行います。</p>	<p>各地区総合支所 産業・地域振興支援部 保健福祉支援部 みなと保健所 子ども家庭支援部 企画経営部 教育委員会事務局 学校教育部</p>

10 感染状況に応じた取組（流行初期）＜迅速な対応体制への移行＞	
① 区は、流行の開始を目途に、感染症有事体制へ移行するとともに、予防計画に基づくみなと保健所の感染症有事体制及び港区衛生試験所の有事における検査体制への移行状況を、適時適切に把握します。また、必要に応じて交替要員を含めた人員の確保のため、本庁舎等の各部門からの応援職員の派遣、都に対する応援派遣要請、I H E A T要員への応援要請等を行います。	みなと保健所 総務部
② 区は、国が整備した感染症サーベイランスシステム等のICTツールの活用や外部委託、都による業務の一元化等を通じて、みなと保健所及び港区衛生試験所における業務の効率化を推進します。	みなと保健所 衛生試験所
③ 区は、保健所等において、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携しながら、疫学調査や健康観察等の感染症対応業務を実施します。	みなと保健所
④ みなと保健所は、感染症有事体制への切り替え、人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を実施します。	
⑤ 区は、国及びJ I H Sが主導する、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発に対して協力します。	みなと保健所 衛生試験所
11 感染状況に応じた取組（流行初期）＜検査体制の拡充＞	
① 区は、国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、予防計画に基づき、港区衛生試験所における検査体制の拡充を図ります。	みなと保健所 衛生試験所
② 港区衛生試験所は、検査実施の方針等を踏まえて検査を実施します。	衛生試験所

<p>③ 区は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合には、検査対象者等について関係機関へ周知します。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>12 感染状況に応じた取組（流行初期以降） <流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し></p>	
<p>① 区は、引き続き、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁舎等の各部門からの応援職員の派遣、都に対する応援派遣要請、I H E A T要員に対する応援要請等を行います。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>② 健康危機対応においては、区は24時間365日の対応を求められることがあるため、休暇の確保や交代勤務等過度な勤務にならないよう体制構築を行います。また、体制構築にあたっては、育児や介護中の職員への配慮も行います。</p>	<p>総務部</p>
<p>③ 区は、みなと保健所において業務のひっ迫が見込まれる場合には、引き続き、外部委託や都による業務の一元化等を活用し、業務の効率化を進めます。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>④ 区は、みなと保健所等において実施する感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して実施します。</p> <p>また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、国から対応方針の変更が示された場合には、地域の実情や本庁舎等の各部門、みなと保健所及び港区衛生試験所の業務負荷等を考慮し、みなと保健所の人員体制や港区衛生試験所の検査体制等の見直し、感染症対応業務の内容の変更を適時適切に行います。</p>	<p>みなと保健所 衛生試験所 総務部</p>

<p>⑤ 区は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき、対応を行います。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>13 感染状況に応じた取組（流行初期以降） ＜安定的な検査・サーベイランス機能の確保＞</p>	
<p>みなと保健所及び港区衛生試験所は、対応期を通じて拡充した検査体制を維持しながら、地域における変異株の状況の分析を行うとともに、都及び区の本庁舎等の各部門への情報提供・共有を実施します。</p>	<p>みなと保健所 衛生試験所</p>
<p>14 感染状況に応じた取組（流行初期以降） ＜特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期＞</p>	
<p>区は、国からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、みなと保健所及び港区衛生試験所における有事の体制等の段階的な縮小について検討し、実施します。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）や、これに伴うみなと保健所等での対応の縮小については、区民に対し、丁寧に情報提供・共有を行います。</p>	<p>みなと保健所 衛生試験所 企画経営部</p>

コラム ～港区における新型コロナ対応の記録～

（1）人員体制の強化

みなと保健所の体制整備を強化するため、東京都行政職員、他部からの応援職員、所内各課の兼務職員、人材派遣スタッフを配置し、以下の業務を強化しました。

- ・ 電話相談窓口
- ・ 自宅療養証明書発行事務
- ・ 発生届処理
- ・ 企業からの問い合わせ対応
- ・ 患者搬送業務
- ・ 自宅療養者の健康観察
- ・ パルスオキシメーター配達
- ・ 集団接種会場の運営 等

(2) 人員体制強化に伴う執務環境の整備

人員の確保と同時に執務スペース確保が課題となり、会議室や相談室を順次、執務スペースへと変更しました。また、それに伴うレイアウト変更工事や電話増設工事、ネット環境工事、什器類の調達を頻繁に行いました。

また、集団接種に必要な薬品・道具や、ワクチンを保管するための冷蔵・冷凍設備、予診票や接種証明書等の書類を保管するスペースを確保するため、必要なレイアウト変更を適宜実施しました。

(3) ICTを活用した積極的疫学調査の実施

区が独自で開発した「みなと保健所調査登録フォーム」（携帯のSMSを活用）により、新型コロナウイルス感染症の発生届の受理後、積極的疫学調査を迅速に行う取組を実施しました。

(4) 自宅療養者等へのパルスオキシメーター貸出し

新型コロナの感染による健康状態や症状の変化を迅速に把握し、安心して自宅療養できる環境を整備するため、基礎疾患のある方などへ酸素飽和度を測定するパルスオキシメーターの貸出しを区独自に実施しました。

(5) 自宅療養者への医療支援等に関する取組

ア 自宅療養者への医療支援

自宅療養者への適切な医療を提供するため、港区医師会と連携し、健康管理上の医療相談や必要に応じた診療（往診・オンライン診療等）を実施しました。

イ 港区薬剤師会との連携事業

港区薬剤師会と連携し、新型コロナの自宅療養者への薬剤配達等を迅速に行う取組を実施しました。

ウ 酸素ボンベ等を活用した医療支援

入院等の適切な医療につなげるまでの緊急対策として、自宅療養者に対し、迅速に酸素投与を行うことができるようにするため、区が独自に酸素ボンベ等を確保し、医療機関に貸与する取組を実施しました。

エ 訪問看護ステーションと連携した健康観察

区内の訪問看護ステーションと連携し、入院待機中の自宅療養者等の健康観察等を行う取組を実施しました。

オ 助産師による妊産婦健康観察

自宅療養中の妊産婦に対して、助産師による健康観察等を行う取組を実施しました。

カ 医療機関による健康観察

新型コロナの陽性判明後、自宅療養となった患者に対し、地域の協力医療機関による健康観察を実施しました。

(6) 新型コロナウイルス感染症患者の搬送体制の強化

安全・安心かつ迅速に感染症患者等を搬送できるよう、搬送業務委託による車両及び人員の確保、企業からの無償貸与による搬送車両の確保、東京都からの搬送車両の無償貸与や区独自の車両購入により、体制の整備・強化を図りました。

(7) 新型コロナウイルス感染者自宅療養支援事業（食料品の配送）

新型コロナの感染により自宅療養されている方にて、療養期間中、長きにわたって食料品等の確保が困難な方に対して、東京都（東京都自宅療養者フォローアップセンター）から食料品等の「自宅療養セット」をお届けし、療養期間中の外出自粛を促すとともに周辺地域への感染拡大を防ぎました。

(8) 自宅療養者（高齢者）への1日3食の配食サービスの提供

感染症に感染し、自宅療養となる高齢者を対象に、1日3食分（配達には1日2回で夕食時に翌日の朝食を配達）の食事を自宅へ配達するとともに、安否確認を行い、体調不良などに気付いた場合は速やかにみなと保健所につなぐ取組を実施しました。

第12章 物資

第1節 準備期

〈目的〉

感染症対策物資等は、新型インフルエンザ等の発生時に、医療提供体制や検査検体の採取、患者搬送等の業務を安全に実施するために欠かせないものです。そのため、区は、備蓄の推進などの必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにします。

1 感染症対策物資等の備蓄等	
<p>① 区は、区行動計画に基づき、所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認します。</p> <p>なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます。</p>	<p>みなと保健所 防災危機管理室</p>
<p>② パソコン、ネットワーク回線、電話回線、電話機、印刷機、ヘッドセット、公用携帯電話、Wi-Fi環境、タブレット、文房具等が不足することがないように、購入やリース等の確保方法を検討するとともに、必要時に迅速に調達できるように仕様書案等を準備するよう努めます。あわせて、感染症対応業務に使用するICTシステム環境の把握・確認を行います。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>③ 消防機関は、国及び都からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めます。</p>	<p>防災危機管理室</p>

第2節 初動期

〈目的〉

感染症対策物資等の不足により医療や検査等の実施が滞り、区民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、区は有事に必要な感染症対策物資等を確保します。

1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認	
<p>外部人材や応援職員受入れのための執務スペース、電話機やPC等の機器確保を行います。また、平時より確保しておいた感染症対策物資（マスク、PPE、消毒液等の感染症対策物資、パルスオキシメーター、食料等の支援物資及び消耗品）等を確認するとともに、配分に向けて準備します。</p>	<p>みなと保健所</p>
2 円滑な感染症対策物資等の調達に向けた準備	
<p>① 区は、感染症対策物資等が不足するおそれがある場合は、感染症対策物資等の販売事業者に計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保します。</p>	<p>みなと保健所</p>
<p>② 区は、感染症対策物資等の不足が見込まれる場合は、国、都及び地域の事業所等と連携しながら必要量の確保に努めます。</p>	

第3節 対応期

〈目的〉

感染症対策物資等の不足により医療や検査等の実施が滞り、区民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、初動期に引き続き、区は有事に必要な感染症対策物資等を確保します。

1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認	
① 区は、初動期で準備した感染症対策物資等の配分について、適切に配置していきます。	みなと保健所
② 区は、長期的に感染症対策物資等が必要となる可能性を踏まえて、感染症対策物資等の販売事業者に、計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保します。	
2 備蓄物資等の供給に関する相互協力要請	
区は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国及び都に対し、備蓄する物資及び資材の供給に関し調整するよう要請します。	みなと保健所

コラム ～港区における新型コロナ対応の記録～

(1) 区内医療機関等への備蓄マスクの提供

区内におけるマスクの供給量が不足していた中、区は、港区医師会からマスクの提供について緊急要望を受け、区内医療機関に対して備蓄マスク 50,000 枚を提供しました。

(2) 各区有施設への備蓄マスクの配布

各区有施設の職員向けにも備蓄マスクを配布しました。

(3) 診療・検査医療機関等における感染防止対策支援

国は、発熱患者が帰国者・接触者相談センターを介さず、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関で診療・検査が受けられる体制を整備しました。これを受け、区では、港区医師会に加入している医療機関を対象として、PCR検査時の感染予防設備（アクリル板の飛沫防止スクリーン）等の購入費用の一部補助を行いました。

第13章 区民生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

〈目的〉

新型インフルエンザ等の発生時には、区民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生活や地域経済に大きな影響が及ぶ可能性があります。

このため、区は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や区民等に適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨します。

また、区は、区民生活及び地域経済の安定に寄与するため、BCPに基づき必要な準備を行います。

1 情報共有体制の整備	
区は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や庁内での連携を円滑に進めるため、必要な情報共有体制を整備します。	みなと保健所 防災危機管理室
2 支援の実施に係る仕組みの整備	
区は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行います。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象者に迅速に、網羅的に情報が届くよう工夫します。	産業・地域振興支援部

3 物資及び資材の備蓄	
<p>① 区は、区行動計画に基づき、第12章第1節（「物資」における準備期）1に定める感染症対策物資等の備蓄等に加え、所掌事務又は業務に関連する新型インフルエンザ等対策の実施に際して、必要となる食料品や生活必需品等を備蓄します。</p> <p>なお、これらの備蓄については、災害対策基本法第49条第1項の規定に基づく物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることが可能です。</p>	<p>みなと保健所 防災危機管理室</p>
<p>② 区は、事業者や区民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨します。ただし、食料品・生活関連物資等の購入にあたっては、価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないよう、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼びかけます。</p>	<p>産業・地域振興支援部 企画経営部 防災危機管理室</p>
4 生活支援を要する者への支援等の準備	
<p>区は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者や障害者などの要配慮者に対する生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、都と連携し、要配慮者の把握とあわせて、準備を行います。</p>	<p>各地区総合支所 保健福祉支援部 みなと保健所</p>
5 火葬体制の構築	
<p>区は、都の火葬体制を踏まえ、区内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとします。その際には各総合支所等とも連携して調整を行うものとします。また、火葬又は埋葬を円滑に行うため、都と連携して火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設、搬送等についての体制を整備します。</p>	<p>各地区総合支所 産業・地域振興支援部</p>

第2節 初動期

〈目的〉

区は新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や区民等に事業継続のための感染症対策等の準備を呼び掛けます。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、区民や事業者等に対して換気やマスク着用などの咳エチケット、手洗い、人混み回避、時差出勤など基本的な感染予防策等を勧奨し、事業者には当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診の職場での感染防止策の徹底を要請します。また、国や都の情報や発生状況、区への対応を説明し、各事業者に感染拡大防止策への協力や、政府が緊急事態宣言をした場合には施設利用や催物制限の可能性を事前に周知するなどして速やかに対応します。

1 事業継続に向けた準備等	
区は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえた感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう周知します。	みなと保健所
2 区民生活の配慮	
① 区は、来庁者向け及び庁舎執務室における感染防止対策を段階的に実施・準備します。	各部
② 区は、区立施設での感染防止対策の段階的な実施・準備や、施設の利用縮小・休止の検討及び区が実施するイベントでの感染防止対策の段階的な実施・準備やイベントの中止・延期の検討を行います。	
③ 区は、行政手続上の申請等について、対面での機会を減らすよう検討し、大災害発生時に実施されている行政上の申請期限の延長について、国や都に対し情報の提供を求め、必要な対応を準備します。	
④ 区は都からの依頼を受け、高齢者や障害者等の要配慮者への支援や、平常時のごみ処理の維持が困難になる場合に備えた準備を行います。	

3 遺体の火葬・安置	
<p>区は、都を通じて国からの要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。</p>	<p>各地区総合支所 産業・地域振興支援部 教育委員会事務局 学校教育部</p>
4 その他必要な施策の実施	
<p>区は、国及び都等と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における廃棄物を適切に処理する体制を整えます。なお、初動期においては、国が策定した「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に準じて、廃棄物を適切に処理します。</p>	<p>みなと保健所 環境リサイクル支援部</p>

第3節 対応期

〈目的〉

準備期での対応を基に区民生活と地域経済の安定の確保をするための取組を行います。
また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、区民や事業者等への必要な支援と対策を実施し、区民生活及び地域経済の安定の確保に努めます。

1 区民生活の安定の確保を対象とした対応（心身への影響に関する施策）	
<p>区は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じます。</p>	<p>保健福祉支援部 みなと保健所 子ども家庭支援部</p>
2 区民生活の安定の確保を対象とした対応（生活支援を要する者への支援）	
<p>区は、国からの要請を受けて、高齢者や障害者などの要配慮者に対し、生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を関係団体へ協力を依頼し進めます。</p>	<p>各地区総合支所 保健福祉支援部 みなと保健所</p>
3 区民生活の安定の確保を対象とした対応（教育及び学びの継続に関する支援）	
<p>区は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行います。</p>	<p>教育委員会事務局 学校教育部</p>

4 区民生活の安定の確保を対象とした対応（生活関連物資等の価格の安定等）	
① 区は、区民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定や生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。	産業・地域振興支援部
② 区は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、区民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、区民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。	産業・地域振興支援部 企画経営部
③ 区は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、区行動計画に基づき、適切な措置を講じます。	
④ 区は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じます。	産業・地域振興支援部
5 区民生活の安定の確保を対象とした対応（埋葬・火葬の特例等）	
① 区は、都を通じて国からの要請を受けた場合、火葬場の経営者に対し、可能な限り火葬炉を稼働するよう要請します。	産業・地域振興支援部 みなと保健所

<p>② 区は、遺体の搬送作業や火葬作業に従事する人と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとし、また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとし、</p>	<p>各地区総合支所 産業・地域振興支援部 教育委員会事務局 学校教育部</p>
<p>③ 区は、都からの要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣区市町村に対し、広域火葬の応援・協力を行います。</p>	<p>産業・地域振興支援部</p>
<p>④ 区は、都を通じて国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合は、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。</p>	<p>各地区総合支所 産業・地域振興支援部 教育委員会事務局 学校教育部</p>
<p>⑤ あわせて区は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保します。</p>	<p>総務部</p>
<p>⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合、区は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、都から火葬場の火葬能力について、最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努めます。</p>	
<p>⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの区市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、区は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行います。</p>	<p>各地区総合支所 産業・地域振興支援部 教育委員会事務局 学校教育部</p>

6 地域経済活動の安定の確保を対象とした対応（事業者に対する支援）	
<p>区は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営や区民生活への影響を緩和し、区民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講じます。</p>	産業・地域振興支援部
7 地域経済活動の安定の確保を対象とした対応 （区民生活及び地域経済の安定に関する措置）	
<p>区は、水道事業者及び水道用水供給事業者が、新型インフルエンザ等緊急事態において、各行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずることを把握します。</p>	防災危機管理室

コラム ～港区における新型コロナ対応の記録～

区は、区民や事業者の生活を支えるため、以下の取組を実施しました。

（1）新型コロナウイルス感染症対策特別融資あっせん

感染症の感染拡大の影響を受けている区内中小企業の資金繰りを支援するため、貸付期間中の利子及び本融資に伴う信用保証料を全額補助する、区独自の特別融資あっせんを実施しました。

（2）創業再チャレンジ支援事業

感染症の感染拡大の影響により倒産又は廃業した方が区内で創業に再チャレンジできるよう支援するため、再創業に係る経費を一部補助しました。

(3) テイクアウト・デリバリー・通信販売導入商店街店舗応援事業

感染症の感染拡大の影響を受けている区内商店街店舗を支援するため、テイクアウト・デリバリー・通信販売事業に必要な経費の一部を補助しました。

(4) 商店街イベント新型コロナ対策支援事業

感染症の収束の見通しが立たない状況において、商店街が新しい生活様式を踏まえた形でイベントを実施する際の感染症対策経費について、一部補助しました。

(5) チャレンジ商店街店舗応援事業

ウィズ・コロナ時代を生き抜くために挑戦を続ける区内商店会加盟店舗等を支援するため、令和3（2021）年10月7日からコロナ対策費を補助対象経費に追加し、非接触や換気のための改装等に必要な経費を一部補助しました。

(6) 集団接種会場等への移動用タクシー利用券の支給

移動が困難な高齢者、障害者等の新型コロナワクチン接種会場等への移動負担軽減を図り、ワクチン接種を支援するため、新型コロナワクチン接種タクシー利用券を支給し、交通費を負担しました。

(7) 集団接種会場等での付添支援事業

介護が必要な高齢者や障害者のワクチン接種を支援するため、接種会場内での付添支援を実施しました。

(8) 新型コロナウイルス感染症対策居所提供事業

感染症に両親（ひとり親家庭の場合はその親）や在宅で障害者の介助を行っている家族が感染し入院又は宿泊施設での療養が必要な場合、同居する子どもの居場所の確保や残された障害者を介助するための宿泊施設等を提供しました。

(9) 在宅要介護者緊急支援一時支援事業

在宅で高齢者を介護している家族が新型コロナウイルス感染症に感染し、濃厚接触者となった場合に、要介護者の状況に合わせ、生活に必要なサービスが受けられるよう、支援体制を整備しました。

- ・施設入所による支援
- ・介護サービス事業所に対する協力金の支給
- ・要介護者の搬送支援
- ・訪問介護ヘルパー派遣

(10) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

社会福祉協議会が実施している緊急小口資金、総合支援資金の貸付修了者及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給修了者で、一定の要件を満たす生活困窮者に対し、自立支援金を支給しました。

(11) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、住民税均等割が非課税である世帯に対して、臨時特別給付金を給付しました。

(12) 国民健康保険における感染症に係る傷病手当金の支給

感染症に感染し又は感染が疑われ、その療養のために仕事を休まざるを得なくなり、給与の全部又は一部を受けることができなくなった方に、傷病手当金を支給しました。

(13) 後期高齢者医療制度における感染症に係る傷病手当金の支給

感染症に感染し又は感染が疑われ、その療養のために仕事を休まざるを得なくなり、給与の全部又は一部を受けることができなくなった方に、傷病手当金を支給しました。

(14) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」において、低所得の子育て世帯に対する生活支援として児童一人当たり5万円の特別給付金を支給しました。

(15) 就学援助の前年度所得によらない認定の実施（特例認定）

感染症の拡大に伴い、家計が急変した保護者に対して、給与明細（おおむね直近3か月程度）や申立書等で、今年度の見込み所得を算出し、就学援助の可否を認定しました。

(16) 「みなと新型コロナ対策宣言店」ステッカーの配布

事業活動に深刻な影響が及んでいる区内事業者を支援するため、また、区民や港区訪れる人が安心してお店を利用できるよう、「みなと新型コロナ対策宣言店」ステッカーを作成し、区内事業者に配布しました。

第3部 新型インフルエンザ等に対応する区の実施体制

第1章 実施体制の整備

本区の新型インフルエンザ対策は、平成24（2012）年の特措法制定に伴い、国や都と連携し新型インフルエンザ等の対策を総合的に推進するため、「港区新型インフルエンザ等対策本部条例」（平成25年3月22日条例第6号）及び「港区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則」（規則第5号）を制定し、実施体制を整備しました。

第2章 対策の推進

区は、新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがあるときには、その初動対応として、危機により極めて重大な被害が発生し又は発生するおそれがある場合においては「港区危機管理対策本部」、危機管理対策本部の設置に至らない被害程度にあつて対応方針や体制等を協議する必要があると認められる場合は「港区危機管理対策会議」といったように、緊急かつ総合的な対応を行うため、危機レベルに応じた体制を直ちに構築します。

次いで、政府対策本部長による「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」がされた時には、速やかに、本部の位置づけを特措法に基づく「港区新型インフルエンザ等対策本部」に移行します。

第3章 区対策本部の設置

区は、国による緊急事態宣言がなされた場合、特措法第34条第1項に基づき、区対策本部を設置します。

第1節 区対策本部の構成（組織及び職員）

- ・本部長は区長をもって充て、本部の事務を総括し本部の職員を指揮監督します。
- ・副本部長は、副区長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理します。

- ・本部員は、関係部長及び関係課長、港区の区域を管轄する消防署長又は各消防署長が指名する消防吏員をもって充てます。
- ・本部長は、必要があると認めるときは、区の職員のうちから本部員を指名することができることとします。

第2節 区対策本部会議

- ・本部長は、新型インフルエンザ等の対策に係る重要事項を審議するため、必要に応じ本部会議を招集します。
- ・本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成します。

第3節 区対策本部会議の審議事項

本部会議は、次に掲げる事項について本部の基本方針を審議策定します。

- ① 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた区の対応方針に関すること。
- ② 社会機能の維持に係る措置に関すること。
- ③ 広報及び相談体制に関すること。
- ④ 感染予防及びまん延防止に係る措置に関すること。
- ⑤ 医療の提供体制の確保に関すること。
- ⑥ 予防接種の実施に関すること。
- ⑦ 物資の確保に関すること。
- ⑧ 生活環境の保全その他住民の生活及び地域経済の安定に係る措置に関すること。
- ⑨ 東京都、他の区市町村及び関係機関に対する応援及び派遣の要請等に関すること。
- ⑩ 新型インフルエンザ等の対策に係る措置に要する経費の処理方法に関すること。
- ⑪ 上記に掲げるもののほか、重要な新型インフルエンザ等の対策に関すること。

港区新型インフルエンザ等対策本部 構成員

本部長	区長
副本部長（代行順位1）	副区長（区長の職務代理の順序が第1順序である副区長）
副本部長（代行順位2）	副区長（区長の職務代理の順序が第2順序である副区長）
副本部長（代行順位3）	教育長

本部員	芝地区総合支所長	本部員	用地・施設活用担当部長
本部員	麻布地区総合支所長	本部員	区役所・デジタル改革担当部長
本部員	赤坂地区総合支所長	本部員	防災危機管理室長
本部員	高輪地区総合支所長	本部員	総務部長
本部員	芝浦港南地区総合支所長	本部員	会計管理者
本部員	産業・地域振興支援部長	本部員	教育委員会事務局教育推進部長
本部員	文化芸術事業連携担当部長	本部員	教育委員会事務局学校教育部長
本部員	保健福祉支援部長	本部員	選挙管理委員会事務局長
本部員	みなと保健所長	本部員	監査事務局長
本部員	子ども家庭支援部長	本部員	区議会事務局長
本部員	児童相談所長	本部員	区長室長
本部員	街づくり支援部長	本部員	危機管理・生活安全担当課長
本部員	街づくり事業担当部長	本部員	総務課長
本部員	環境リサイクル支援部長	本部員	その他区長が指名した職員
本部員	企画経営部長		
本部員	港区の区域を管轄する消防署長又はその指名する消防吏員		

区対策本部各部の事務分掌

部の名称	部の分掌事務
新型インフル エンザ等対策 防災危機管理 室	1 本部の庶務並びに各部への指示及び連絡に関する事 2 警報及び緊急通報の伝達に関する事 3 感染情報の収集及び提供に関する事 4 東京都及び関係機関との連絡及び調整に関する事 5 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事 6 その他本部長の特命による事項に関する事
新型インフル エンザ等対策 芝地区総合支 所 新型インフル エンザ等対策 麻布地区総合 支所 新型インフル エンザ等対策 赤坂地区総合 支所 新型インフル エンザ等対策 高輪地区総合 支所 新型インフル エンザ等対策 芝浦港南地区 総合支所	1 区民等に対する警報及び緊急通報の伝達に関する事 2 外出を自粛する高齢者及び障害者等の生活維持の支援に関する事 3 各種相談窓口の開設及び運営の総括に関する事 4 区有施設等における感染防止等に関する事 5 遺体の取扱い並びに埋葬及び火葬に関する事 6 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事 7 その他本部長の特命による事項に関する事

新型インフル エンザ等対策 産業・地域振興 支援部	1 在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整に関する事 2 中小企業等に対する対策に関する事 3 税務システムの維持管理に関する事 4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事 5 その他本部長の特命による事項に関する事
新型インフル エンザ等対策 保健福祉支援 部	1 区内の高齢者及び障害者の感染予防等に関する事 2 区内の高齢者及び障害者の感染状況に関する事 3 区内の高齢者及び障害者の保護及び支援に関する事 4 社会福祉施設等における感染防止等に関する事 5 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事 6 その他本部長の特命による事項に関する事
新型インフル エンザ等対策 みなと保健所	1 新型インフルエンザ等の発生の状況の把握及び発生段階に応じた対応 方針に関する事 2 感染予防策の周知に関する事 3 医療の相談に関する事 4 患者発生時の積極的疫学調査及び病原体検査に関する事 5 医療の提供体制の確保に関する事 6 予防接種の実施に関する事 7 抗インフルエンザウイルス薬等の確保等に関する事 8 防疫その他保健衛生に関する事 9 医療機関との連絡及び協力に関する事 10 東京都等との保健医療に係る連絡調整に関する事 11 その他本部長の特命による事項に関する事
新型インフル エンザ等対策 子ども家庭支 援部	1 乳幼児、児童及び生徒の感染予防等に関する事 2 乳幼児、児童及び生徒の感染状況に関する事 3 り患した乳幼児、児童及び生徒に対する生活指導に関する事 4 保育施設等における感染防止等に関する事 5 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事 6 その他本部長の特命による事項に関する事

新型インフルエンザ等対策 児童相談所	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の感染予防等に関する事。 2 利用者の感染状況に関する事。 3 児童相談所における感染防止等に関する事。 4 その他本部長の特命による事項に関する事。
新型インフルエンザ等対策 街づくり支援部	<ol style="list-style-type: none"> 1 コミュニティバスの運行に関する事。 2 区営住宅等の維持管理に関する事。 3 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。 4 その他本部長の特命による事項に関する事。
新型インフルエンザ等対策 環境リサイクル支援部	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみの排出抑制に関する事。 2 ごみの収集に係る業務体制の維持に関する事。 3 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。 4 その他本部長の特命による事項に関する事。
新型インフルエンザ等対策 企画経営部	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の対策に係る予算その他財務に関する事。 2 広報及び広聴に関する事。 3 報道機関との連絡に関する事。 4 基盤システムの維持に関する事。 5 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。 6 その他本部長の特命による事項に関する事。
新型インフルエンザ等対策 総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の対策に必要な物資等の調達、輸送及び物資集積所の管理に関する事。 2 区の職員の感染予防等に関する事。 3 本庁舎の入庁管理に関する事。 4 新型インフルエンザ等の対策に伴う損失及び損害の補償に関する事。 5 本部の職員の動員及びその給与に関する事。 6 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。 7 その他本部長の特命による事項に関する事。
新型インフルエンザ等対策 会計室	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の対策等に必要な現金及び物品の出納保管に関する事。 2 財務会計システムの維持に関する事。 3 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。

	4 その他本部長の特命による事項に関する事。
新型インフルエンザ等対策 教育委員会事務局教育推進部	1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。 2 その他本部長の特命による事項に関する事。
新型インフルエンザ等対策 教育委員会事務局学校教育部	1 幼児、児童及び生徒の感染予防等に関する事。 2 幼児、児童及び生徒の感染状況に関する事。 3 り患した児童、生徒等に対する応急教育及び生活指導に関する事。 4 教育施設等における感染予防等に関する事。 5 遺体の一時安置所に関する事。 6 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。 7 その他本部長の特命による事項に関する事。
新型インフルエンザ等対策 選挙管理委員会事務局	1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。 2 その他本部長の特命による事項に関する事。
新型インフルエンザ等対策 監査事務局	1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。 2 その他本部長の特命による事項に関する事。
新型インフルエンザ等対策 区議会事務局	1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。 2 その他本部長の特命による事項に関する事。

参考資料 関連計画一覧

「第1部第1章 計画の基本的な考え方（P.1）」に掲載している関連計画を一覧で掲載しています。なお、関連計画は令和8（2026）年4月1日時点のものを示しており、策定・改定予定のものも含まれています。

名称	内容
港区地域保健福祉計画	全ての区民が住み慣れた地域で、ライフステージに応じていきいきと安全で安心して暮らし続けることができる、地域共生社会の実現をめざし、保健福祉施策を包括的に推進する計画です。
港区感染症予防計画	国の基本指針や東京都感染症予防計画に即し、区の実情を踏まえた内容を記載したものであり、感染症の予防及び感染症への迅速かつ的確な対応ができることを基本とし、過剰な行動制限とならないように人権へ十分配慮した上で、主体的かつ機動的に感染症対策に取り組むことを目的とした計画です。

※計画の詳細は下記からご覧いただけます。

港区地域保健福祉計画



港区感染症予防計画



用語集

用語	内容
医療機関等情報支援システム (G - M I S)	G - M I S (Gathering Medical Information System の略) は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器 (人工呼吸器等) や医療資材 (マスクや防護服等) の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問
隔離	検疫法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 15 条第 1 項 (これらの規定を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。) の規定に基づき、患者を医療機関に収容し、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、ほかからの分離を図ること
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者 (新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者
患者等	患者及び感染したおそれのある者

感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症サーベイランスシステム	感染症法第 12 条や第 14 条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している
感染症指定医療機関	本行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材
帰国者等	帰国者及び入国者
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの
協定締結医療機関	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか一つ以上の医療措置を実施する

業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる
ゲノム情報	病原体の保有する全ての遺伝情報を指す。ゲノム情報を解析することで、変異状況の把握等が可能となる
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること

健康監視	<p>検疫法第 18 条第 2 項（同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、又は感染症法第 15 条の 3 第 1 項（感染症法第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと</p>
健康危機対処計画	<p>地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成 6 年厚生省告示第 374 号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている</p>
検査等措置協定	<p>感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定</p>
検査等措置協定 締結機関等	<p>感染症法第 36 条の 6 に規定する検査等措置協定を締結している、病原体等の検査を行う機関（民間検査機関や医療機関等）や宿泊施設等を指す</p>

<p>国立健康危機管理研究機構 (J I H S)</p>	<p>国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和7(2025)年4月に設立された機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う</p>
<p>個人防護具</p>	<p>マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具</p>
<p>サーベイランス</p>	<p>感染症サーベイランスは、感染症の発生状況(患者及び病原体)のレベルやトレンドを把握することを指す</p>
<p>災害派遣医療チーム (D M A T)</p>	<p>D M A T (Disaster Medical Assistance Team の略) は、災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守るため、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム。大規模災害や多くの傷病者が発生した事故等の現場に、急性期(おおむね48時間以内)から活動できる機動性を持つほか、新興感染症に係る患者が増加し、通常都道府県内の医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、入院調整、集団感染が発生した高齢者施設等の感染制御や業務継続の支援等を行う</p>

<p>災害派遣精神医療チーム (DPAT)</p>	<p>DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team の略) は、自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療福祉体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うために都道府県によって組織される専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム。このうち、国の研修を受講し「災害・感染症医療業務従事者」として登録されたDPAT先遣隊は、新興感染症に係る患者が増加し、通常の都道府県内の精神保健医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、精神疾患を有する患者の入院調整、集団感染が発生した精神科医療機関等の感染制御や業務継続の支援等を行う</p>
<p>酸素飽和度</p>	<p>血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合</p>
<p>実地疫学専門家養成コース (FETP)</p>	<p>FETP (Field Epidemiology Training Program の略) は、感染症危機管理事例を迅速に探知して適切な対応を実施するための中核となる実地疫学者を養成し、その全国規模ネットワークを確立することを目的として、JIHSが実施している実務研修</p>
<p>指定(地方)公共機関</p>	<p>特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている</p>

重点感染症	公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品等（MCM）の利用可能性を確保することが必要な感染症で、厚生労働省において指定されたものを指す。本行動計画上では特措法における新型インフルエンザ等の発生時における対策の基盤とするため、平時においては、重点感染症を対象とした医薬品等の対策を実施する
住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと
新型インフルエンザ等	感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症（特措法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 本行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる
新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	感染症法第 44 条の 2 第 1 項、第 44 条の 7 第 1 項又は第 44 条の 10 第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第 16 条第 1 項に定める情報等を公表すること
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態

新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局部的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症
積極的疫学調査	感染症法第 15 条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口
双方向のコミュニケーション	医療機関、事業者等を含む都民等が適切に判断・行動することができるよう、都による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション
地域保健対策の推進に関する基本的な指針	地域保健法第 4 条の規定に基づき、厚生労働大臣が地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために定める指針
地方衛生研究所等	地域保健法第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関）をいう。都においては、公衆衛生の向上及び増進に関する試験、研究、調査及び検査に関する事務を行う機関として、東京都健康安全研究センターを設置している

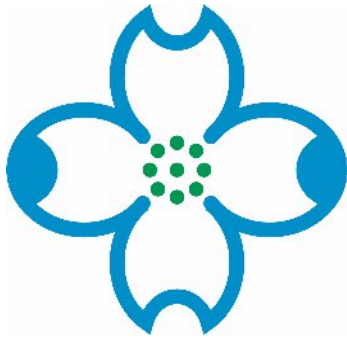
停留	検疫法第 14 条第 1 項第 2 号及び第 16 条第 2 項（これらの規定を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、感染したおそれのある者について、一定期間（当該感染症ごとにそれぞれの潜伏期間を考慮して政令で定める期間）、医療機関、宿泊施設や船舶内に収容すること
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと
東京都感染症対策連携協議会	感染症法第 10 条の 2 に規定する主に都と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都が設置する組織
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン

まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる
無症状病原体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部及び都対策本部の廃止までをいう
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称
流行初期医療確保措置	感染症法第36条の9に定める、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間に限り、財政的な支援を行う措置。流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額を支払う

臨床研究中核病院	日本発の革新的医薬品・医療機器の開発等に必要となる質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院として、医療法第4条の3の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けたもの
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと
ICT	Information and Communication Technology の略 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる
IH EAT 要員	地域保健法第21条に規定する業務支援員 ※「IH EAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと
PCR	ポリメラーゼ連鎖反応 (Polymerase Chain Reaction の略)。DNAを増幅するための原理であり、特定のDNA断片(数百から数千塩基対)だけを選択的に増幅させることができる
PDCA	Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ

港区「区の木・区の花」

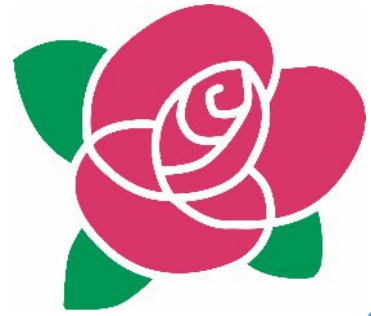
区の木 ハナミズキ



区の花 アジサイ



区の花 バラ



発行番号 【取得手続き中】

港区新型インフルエンザ等対策行動計画
令和8（2026）年7月発行

発行 港区
編集 港区みなと保健所生活衛生課
港区三田1丁目4番10号
TEL03（6400）0050（代表）